登録の手引き

著作権に関する登録をお考えの方へ

平成２７年１月
文化庁長官官房著作権課

登録に関する問合せ先

○　著作物全般（プログラムの著作物を除く。）について

文化庁長官官房著作権課

〒１００－８９５９

東京都千代田区霞が関３－２－２

☎　０３（５２５３）４１１１（内線２８４９）
FAX ０３（６７３４）３８１３

○　プログラムの著作物について

一般財団法人　ソフトウェア情報センター

〒１０５－０００１

東京都港区虎ノ門５－１－４　東都ビル４Ｆ

☎　０３（３４３７）３０７１

※　なお，文化庁のホームページ内にも登録の手引きを掲載しております。申請書及び明細書の様式もＷＯＲＤ形式のファイルでダウンロードできますので，是非御活用ください。

文化庁ホームページ　http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html

― 登録の手引き目次 ―

１　はじめて著作権等に関する登録を行う方へ ・・・

（６）出版権の設定等の登録関係 …… 44
① 申請に当たっての留意事項 …… 44
② 申請に当たっての必要書類等 …… 44
③ 申請書の書き方 …… 45
④ 著作物の明細書の書き方 …… 48
⑤ 登録の原因を証明する資料 …… 48
（７）著作隣接権の移転等の登録関係 …… 49
① 申請に当たっての留意事項 …… 49
② 申請に当たっての必要書類等 …… 49
③ 申請書の書き方 …… 50
④ 実演の明細書の書き方 …… 52
⑤ レコードの明細書の書き方 …… 55
⑥ 放送(有線放送)の明細書の書き方 …… 57
⑦ 登録の原因を証明する資料 …… 58

５ 登録の変更又は更正の登録，登録の抹消に係る登録申請書の注意事項及び記載例 …… 59
（１）登録の変更又は更正の登録関係 …… 60
① 申請に当たっての留意事項 …… 60
② 申請に当たっての必要書類等 …… 60
③ 申請書の書き方 …… 61
（２）登録の抹消関係 …… 63
① 申請に当たっての留意事項 …… 63
② 申請に当たっての必要書類等 …… 63
③ 申請書の書き方 …… 64

６ 場合によって必要となる添付書類の記載例 …… 66
（１）代理人が申請する場合 …… 67
（２）登録権利者が単独で申請する場合 …… 68
（３）登録の原因について第三者の許可・認可・同意又は承諾を必要とする場合（例えば，共有著作物の持分の譲渡，質権設定など） …… 69

７ 著作権登録原簿等登録事項記載書類若しくはその附属書類の写しの交付又はその附属書類の閲覧申請書の注意事項及び記載例 …… 70
（１）著作権登録原簿等登録事項記載書類とは …… 71
（２）一般的注意事項 …… 72
（３）申請書記載例及び記載上の注意事項 …… 73

８ 登録免許税額及び手数料一覧 …… 76

９ 著作権法（抄）著作権法施行令（抄） …… 78

※ 略語表記　　法 …… 著作権法
政令 …… 著作権法施行令

１　はじめて著作権等に関する登録を行う方へ

（Ｑ＆Ａ方式でわかりやすく著作権のことを解説しています）

著 作 権 の 登 録 に 関 す る Ｑ ＆ Ａ

Ｑ１　著作権を取りたいので，登録を考えています。どうしたらいいのですか。

Ａ　著作権は著作物（作品）を作った時点で自然に発生します。特許や実用新案と違い権利を取る登録はありません。
　これは国際的なルールであり，日本の著作権法においても，「著作者人格権及び著作権の享有には，いかなる方式の履行をも要しない」（法第 17 条第２項）と明記されております。

Ｑ２　著作物ってなんですか。

Ａ　著作物とは，法律上，「思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの」（法第２条第１項第１号）と規定されています。
　簡単にいうと，著作者が自分の気持ちを自分なりに工夫して表現したもので，文化的所産といえるもののことです。例えば，文章，図，絵画，歌詞・楽曲，写真，映画，コンピュータプログラムなど，表現の方法はそれぞれ違いますが，こういったものが著作物です。
　また，新聞・雑誌や百科事典のような，いろいろなものが組み合わさっている編集物でも編集方法に工夫があれば著作物です。

Ｑ３　アイディアは著作権で保護されるのですか。

Ａ　著作物は「表現されたもの」そのものですので，例えば，英語がすぐに喋れる勉強方法を表した文章，太陽光を利用した発電方法の新理論が書かれた論文，新しい健康機器を表した図面など，それ自体が著作物であることは間違いありませんが，そこに表されている方法，理論，考案などのアイディアに相当するものは著作権では保護されません。
　つまり，その勉強方法や発電方法を書いた本や健康機器の図面を掲載した本を著者に無断で出版すれば著作権侵害になりますが，そこに書かれた方法に従ってある学校が英会話を教えたり，ある企業が発電装置や健康機器を開発しても著作権侵害にはなりませんし，他人がその方法を全く別の文章で解説したとしても著作権侵害にはなりません。
　なお，アイディアを保護する法制としては，特許法，実用新案法などがあります。

Ｑ４　データは著作権で保護されるのですか。

Ａ　著作物は「思想又は感情」を表現したものですので，単なるデータは，たとえ莫大な費用や時間をかけて計測して得たものであっても，「思想又は感情」の表現といえないので著作権では保護されません。

Ｑ５　ネーミングやキャッチフレーズは著作権で保護されるのですか。

Ａ　著作物は「創作的」に表現したものですので，一般的に，ネーミング，キャッチフレーズ，流行語，単なる記号など，そもそも表現の幅におのずと制約があり，誰が表現しても同じようになるものは創作性がありませんので著作権では保護されません。その他，死亡広告，お知らせ欄などの事実の伝達にすぎない雑報等も著作物ではありません。
　また，例えば絵画（平面的なもの）をそのまま写した写真は，その写真を撮った人に創作性がないため，それは単にその絵画のコピーということになります。

Ｑ６　自動車や電気製品のデザインは著作権で保護されるのですか。

Ａ　茶碗，壷，刀剣などの美術工芸品を除き，実用品に関するデザインは著作物ではありませんので，著作権では保護されません。美的作品であっても，文化的所産といえないものは「美術」の範囲から除かれています。
　なお，実用品に関するデザインを保護する法制としては，意匠法があります。

Ｑ７　その他，著作権法ではどのようなものが保護されるのでしょうか。

Ａ　著作権法で保護される権利は著作権の他に，著作隣接権があります。著作権が著作物を「創作した者」に与えられる権利であることに対して，著作隣接権は著作物などを人々に「伝達した者」に与えられる権利で，具体的に保護されるものとしては，実演，レコード，放送，

有線放送の４つがあり，それぞれ実演家，レコード製作者，放送事業者，有線放送事業者が著作隣接権者となります。

実演とは，著作物を演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，又はその他の方法により演ずることをいいます。なお，著作物を演じなくても芸能的な性質を有するもの（手品，サーカスなど）であれば実演に当たります。

レコードとは，蓄音機用音盤，録音テープ，ＭＤ，ハードディスクその他の物に音（著作物に限らない）を固定したものをいいます。

放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容（著作物に限らない）の送信が同時に受信されることを目的として行う，無線通信の送信のことをいいます。

有線放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容（著作物に限らない）の送信が同時に受信されることを目的として行う，有線電気通信の送信のことをいいます。

Ｑ８　著作権を取る登録がないと自分の作品が他人に真似されたときに困るのではないですか。

Ａ　「この作品の著者は確かに私である」との証明に不安がある場合は，原稿や下書きなど作品の創作過程で作られるものを残しておくとよいでしょう。無断利用者の手元にはそのような資料はありません。

Ｑ９　私が先に作ったということを証明したいのですが。

Ａ　著作権は特許や実用新案などと違って，先に作った（申請した）者だけに権利が与えられるものではありません。

あなたの作品より後に作られた別の作品が，偶然あなたの作品に似ている場合，著作権はそちらにも発生しており，たとえあなたが先に作っていたとしても著作権侵害ではありません。

Ｑ１０　著作権を取る登録はないということですが，それでは著作権に関する登録って何のためにあるのですか。

Ａ　特許権は登録を受けることにより初めて権利が発生しますので，登録の有無は権利の有無と同じ意味をもちますが，著作権の場合，著作物の創作と同時に自動的にその著作者に権利が発生しますので，著作者が自らの利益を確保するために登録しておかなければ困るということはありません。

実名の登録は，匿名やよく知られていないペンネームで著作物を公表した場合に，作者の本名の推定を受けることを目的としており，その結果，実名公表並みの保護期間が確保されますので，そのために利用されることが多いようです。しかし，同じ著作物に作者の実名を表示し直して改めて公表すれば,実名の登録を受けなくてもその著作権の保護期間は氏名(実名）が表示された著作者の死後から起算されますので，登録だけが保護期間を確保するための手段というものではありません。

第一発行（公表）年月日の登録は，例えば，発行日について争いがある場合に，登録を受けていれば，それを事実でない（その日に最初に発行（公表）されたのではない）と主張する者が証拠を示さなければならない（挙証責任を相手に転換する）効果があります。しかし，登録がなくても発行（公表）された事実を証明する資料（コピーを受領したり，発表されたものを観覧したりしたことを証言してくれる人がいることなどを含む。）があれば，相手方に反論することはできると考えられます（登録があれば裁判に勝てるというものではなく，登録により挙証責任を転換し,著作者自身の立証負担を軽減することを目的としています。）。

権利の移転や著作権を目的とした質権の設定などの対抗要件の登録は，著作権を譲り受けた人や質権者にとっては，同様の契約が二重にあった場合に備えて登録を受けて対抗要件を具備しておく方が安全でしょう。

以上のように，特許登録と著作権の登録とは性質が全く異なりますので，その目的や効果をよく検討して登録を申請してください。

Ｑ１１　登録をするときに提出する申請書や添付書類はどのように審査されるのですか。

Ａ　著作権に関する登録は，いわゆる形式審査により行われ，法令の規定に従った方式により申請されているかなど却下事由に該当しないかどうかをチェックします。したがって，真にその日に第一発行がなされたのかどうかとか，真にその当事者間で権利の移転があったのか

などの審査までは行いません（添付書類を公正証書として作成する必要もありません。）。
もっとも，事実と異なる書類を提出して文化庁に事実でない内容を登録させた場合には，刑法の「公正証書原本不実記載等の罪」に問われる可能性がありますので，正確な書類の作成を心がけてください。

Ｑ１２　民間業者で著作権の登録を実施しているところがあると聞きました。そこに登録した場合，著作権法上の効果はあるのでしょうか。

Ａ　民間業者が実施している著作権の登録には，著作権法上の効果はありません。
著作権法では，著作権に関する事実関係の公示や著作権が移転した場合の取引の安全の確保等のために，登録制度が定められていますが，法律上の登録機関（文化庁，プログラムの場合は(一財)ソフトウェア情報センター）に登録しなければ法的な効果は生じません。
また，著作権を取得するため，アイディアを著作物として保護するための登録の制度もありませんので，そういった趣旨をうたった民間業者に登録をしても著作権法上の効果が生じるものではありません。また，アイディア自体は著作物ではありませんので，著作権法では保護されません。
したがって，民間業者が行う著作権登録には十分注意する必要があるでしょう。

Ｑ１３　文化庁に登録されている著作物は，公的に認められた価値あるものなのでしょうか。

Ａ　著作権に関する登録の審査は，著作物の内容が高尚か低俗か，有益か無益かなどの審査を行うものではなく，登録の前提となる事実が行われているか否かを申請書等から形式的に審査するものであり，文化庁は登録されている著作物の内容には関知しておりません。

発明やアイディアの登録について

特許権や実用新案権の登録には時間も費用もかかるので，発明やアイディアを保護するために，比較的簡単な著作権登録をしたいという相談がよくあります。確かに発明やアイディアを書いた文書や図面，アイディア商品の取扱説明書や広告のようなものも，その表現によっては「言語の著作物」や「図形の著作物」，「編集著作物」などとして著作物となることはあり得ます。
その場合，第一発行（公表），無名又は変名で公表，著作権譲渡等の権利変動 などの一定の事実があれば，著作権に関する登録はできます。
しかしながら，アイディア商品自体と取扱説明書などの著作物とは全く別のものですので，そういった文書などが登録されたからといって，発明やアイディアが保護されることはありませんし，その商品がよく売れたからといって，取扱説明書などの著作物の著作権者の利益には直結しませんので，その点を絶対誤解しないでください。
したがって，発明やアイディアの保護を受けたい方は，特許や実用新案による出願など適切な方法を選択するようにし，仮にアイディアに関して著作権の譲渡を受けられる場合は，その商品の販売と譲り受けた著作権がどのような関係にあるのか，自分は何の権利を譲り受けるのかを正しく認識しておくことが大切です。

（コラム）特許に係る論文の第一発行年月日登録

特許権と著作権とではその保護対象が異なりますが，既に述べたように，技術に関する論文の場合，その技術的思想の面からは特許が認められる可能性があり，他方，その表現の面からは著作物として認められ得るものというものもあります。
特許に係る論文などの場合，当該論文の第一発行年月日の登録を申請するために，論文の印刷物を配布することがあり得ますが，場合によってはそのことによって特許法第 29 条の新規性を喪失してしまい，その後に特許出願をしても出願が拒絶される可能性があります。
著作権は登録を受けなくても，創作により自動的に権利が発生していますので，特許出願の可能性があるような論文などの場合には，第一発行年月日の登録を受けることだけを目的とした頒布行為には注意してください。

２　著作権等に関する登録制度について

（１）登録の対象となる著作物，実演等について

①　著作物

○　著作物の例を挙げると以下のとおりです（法第 10 条）。

言語の著作物	小説，脚本，論文，講演，詩歌，俳句など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊，無言劇の著作物	日本舞踊，バレエ，ダンス等の舞踏，パントマイムの振り付けなど
美術の著作物	絵画，版画，彫刻，漫画，書，舞台装置など 茶碗，壷，刀剣などの美術工芸品も含みます
建築の著作物	芸術的な建造物自体 （なお，設計図は図形の著作物です。）
地図，図形の著作物	地図と学術的な図面，図表，模型など
映画の著作物	劇場用映画，テレビ映画など
写真の著作物	写真，グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

○　また，次のような特別な著作物もあります。

ア　編集著作物

　編集物で素材の選択又は配列によって創作性を有するもの（法第 12 条）。新聞，雑誌，百科事典，詩集，論文集などがこれに該当します。

　なお，「素材」が著作物であるかどうかにはかかわりません。例えば，英語単語集も編集著作物になります。

イ　データベースの著作物

　情報の集合物で，当該情報をコンピュータで検索できるよう体系的に構成したもの（法第 12 条の２）。

②　実演

○　実演とは，著作物を演劇的に演じ，舞い，演奏し，歌い，口演し，朗詠し，又はその他の方法により演ずることをいいます。なお，著作物を演じなくても芸能的な性質を有するもの（手品，サーカスなど）であれば実演に当たります。

③　レコード

○　レコードとは，蓄音機用音盤，録音テープその他の物に音（著作物に限らない）を固定したものをいいます。

④　放送

○　放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容（著作物に限らない）の送信がｆ同時に受信されることを目的として行う，無線通信の送信のことをいいます。

⑤　有線放送

○　有線放送とは，公衆送信のうち，公衆によって同一の内容（著作物に限らない）の送信が同時に受信されることを目的として行う，有線電気通信の送信のことをいいます。

（２）著作権等に関する登録制度の概要

登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 （法第 75 条）	無名又は変名で公表された著作物の著作者はその実名（本名）の登録を受けることができます。 **［効果］**登録を受けた者が，当該著作物の著作者と推定されます。その結果，著作権の保護期間が公表後 50 年間から実名で公表された著作物と同じように著作者の死後 50 年間となります。	・無名又は変名で公表した著作物の著作者 ・著作者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 （法第 76 条）	著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は，当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができます。 **［効果］**反証がない限り，登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定されます。	・著作権者 ・無名又は変名の著作物の発行者
創作年月日の登録 （法第 76 条の２）	プログラムの著作物の著作者は，当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができます。 **［効果］**反証がない限り，登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。	・著作者
著作権・著作隣接権の移転等の登録 （法第 77 条）	著作権若しくは著作隣接権の譲渡等，又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合，登録権利者及び登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができます。 **［効果］**権利の変動に関して，登録することにより第三者に対抗することができます。	・登録権利者及び登録義務者 （原則として共同申請だが，登録権利者の単独申請も可）
出版権の設定等の登録 （法第 88 条）	出版権の設定，移転等，又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合，登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができます。 **［効果］**権利の変動に関して，登録することにより第三者に対抗することができます。	・登録権利者及び登録義務者 （原則として共同申請だが，登録権利者の単独申請も可）

（３）登録事務の流れについて

①　登録事務フローチャート

登録事務は，次のような流れになっています。

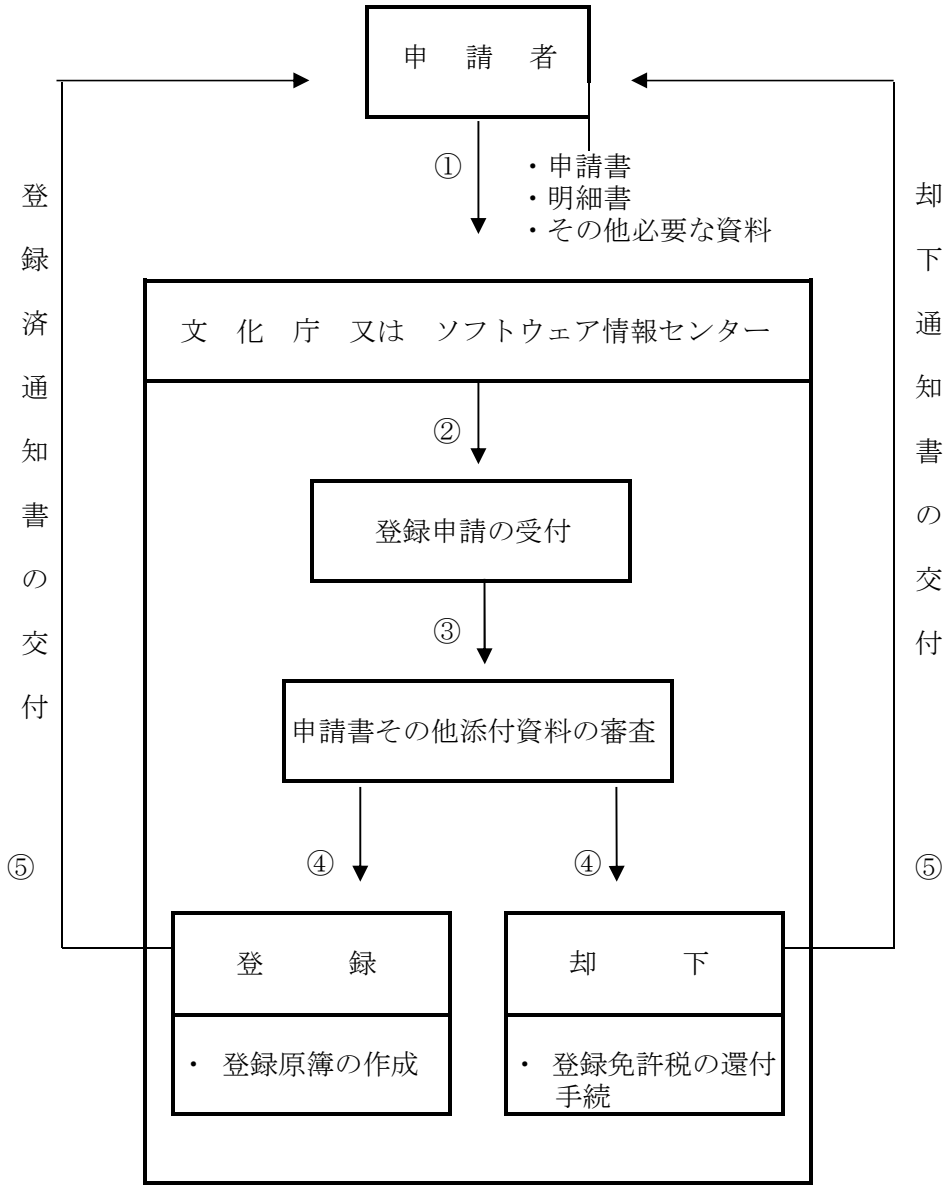

② 申請に当たっての留意事項

ア　事前相談，申請書等のチェック

○　はじめて登録をされる方には，申請前に申請書案及び添付書類をＦＡＸでお送りいただき，事前相談されることをお勧めします。その場合は，収入印紙の貼付や，署名・押印を行う前にお送りください。

○　事前相談について，連絡先は表紙裏の「登録に関する問合せ先」を御参照ください。

イ　申請方法

○　申請は，表紙裏の「登録に関する問合せ先」に申請書等を郵送してください。

ウ　標準処理期間

○　受付けした申請書等が審査を経て登録又は却下されるまでの標準処理期間は 30 日です。

エ　補正・却下

○　受付けした申請書等に不備が発見された場合，職権補正（誤字脱字の修正等の軽微な補正）又は即日補正（２日以内に申請者が補正）できる場合を除き，原則として却下処分にされます。この場合，申請書等はそのまま返却されます。（却下処分にならないように事前相談等の制度を活用ください。）

○　却下事由は次のとおりです。

１　登録を申請した事項が登録すべきものでないとき

２　申請書が方式に適合しないとき

３　登録の申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送に関する登録がされている場合において，次に掲げる事由があるとき
- 申請書に記載した登録義務者の表示が著作権登録原簿等と符合しないこと（当該登録義務者が登録名義人の相続人その他の一般承継人である場合を除く。）
- 申請者が登録名義人である場合において，その表示（当該申請が登録名義人の表示の変更又は更正の登録である場合におけるその登録の目的に係る事項の表示を除く。）が著作権登録原簿等と符合しないこと
- 申請書に記載した著作物の題号若しくは実演，レコード，放送番組若しくは有線放送番組の名称，登録の目的に係る権利の表示又は登録番号が著作権登録原簿等と符合しないこと

４　申請書に必要な資料を添付しないとき

５　申請書に登録の原因を証明する資料を添付した場合において，これが申請書に記載した事項と符合しないとき

６　登録免許税を納付しないとき

○　なお，申請が却下された場合には，納付された登録免許税の還付手続きが行われますので，後日，所轄の税務署から還付通知が送付されます。

オ　取下げ

○　申請については，登録又は却下が行われるまでの間は，申請者の申し出により申請の取下げを行うことができます。

３　著作権等及び出版権の登録申請書の一般的注意事項

（１）一般的記載事項の解説

１　用　紙

○　所定の用紙はありませんので，各自で作成してください。用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番（横 21.0 ㎝，縦 29.7 ㎝）です。
　用紙の左右及び上下には，各２㎝以上の余白を取ってください。

○　なお，申請書等の様式は文化庁ホームページからダウンロードできます。
（ＵＲＬは，http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html です）

○　申請書が２枚以上となる場合は左をとじ，つづり目に割印又は署名をしてください。ただし，申請書と他の添付資料との間の割印又は署名は特に必要ありません。

２　文　字

○　明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。できればワープロ又はタイプ打ちでお願いします。なお，申請者の氏名についてはなるべく自筆にしてください。

○　また，使用言語は日本語ですが，外国語の固有名詞（氏名，団体名，地名など）は，ローマ字を用いて記載してください。

○　なお，添付資料のうち著作物の明細書以外のもので外国語で書かれたものには，翻訳文を添付してください。

３　訂　正

○　訂正をしたときは，必ず訂正部分に印を押し，右の余白に訂正字数を記載してください。

【例】

嵐
1　著作物の題号　　*春の~~そよ風~~*　㊞　*削除３字*
加入１字

４　登録免許税

○　登録免許税の額は登録の種類によって異なりますので，78 ページの登録免許税法別表第１を参照してください。

○　登録免許税は原則として収入印紙を申請書の左上の余白に貼付することにより納付します。貼付箇所近くには登録免許税額を記載してください。なお，収入印紙には割印を決してしないでください。

○　収入印紙は文化庁では販売しておりませんので,最寄りの郵便局等で御購入ください。

○　登録免許税の額が 30，000 円を超える場合は，印紙納付はできません。最寄りの日本銀行あるいは国税の収納を行う代理店，郵便局又は税務署のいずれかの収納機関に現金を納付し，その領収証書を申請書に添付してください。

５　申請者

○　登録済通知書発送のため，郵便番号を必ず記載してください。また，連絡先の電話番号も記載するようにお願いします。

○　なお，記載場所は「申請者」の欄とし，申請者が法人等であって，連絡担当者が別にいる場合は，その氏名等もあわせて記載してください。

○　「申請者」の欄の印は，本人の署名（法人にあっては，代表者の署名）をもって代えることができます。

○　都道府県名と市名が同じ場合を除き，都道府県名から記載してください。

【例】

申請者　　〒XXX-XXXX　TEL (XXX)XXX-XXXX
住所（居所）　神奈川県横浜市○○
氏名（名称）　株式会社 文化商事
代表取締役　文化 千代　㊞
（連絡担当者　山田　内線○○）

６　代理人

○　代理人が申請する場合は，「申請者」の欄の申請者の住所・氏名の後に，代理人の住所・氏名を記載してください。その際，代理人印のみが必要であって，申請者の印は不要です。また，印の代わりに，代理人本人の署名をもって申請することも可能です。

【例】

申請者　　〒XXX-XXXX　TEL (XXX)XXX-XXXX
住所（居所）　神奈川県横浜市○○
氏名（名称）　株式会社 文化商事
代表取締役　文化 千代

代理人　　〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX
住所（居所）　東京都千代田区○○
氏名（名称）　著作 健　㊞

７　前登録の年月日及び登録番号

○　次のように記載してください。

・　以前に登録している場合　：　平成○○年○○月○○日
登録番号 第○○○○○号の○

・　初めて申請する場合　：　な　し

・　不　明　の　場　合　：　不　明

（２）誰が著作者となるか（著作者と著作権者）

①　法人が著作者になる場合について

○　著作権法では，公益法人，株式会社，協同組合などの法人が著作者になることを認めています（法第 15 条）。

○　法人著作の要件は次のとおりです。
ア　その著作物を作る企画を立てるのが法人その他の使用者（例えば，国や会社など。以下「法人等」という。）であること。
イ　法人等の業務に従事する者の創作によること。
ウ　職務上作成されること。
エ　公表するときに法人等の著作の名義で公表されること(プログラムの著作物はこの要件は不要)(注)。
オ　契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

(注) エの要件の解釈については，いくつかの説がありますが，登録実務上は，申請者の利益等も考慮し，公表名義の要件を広く捉える説に基づき，次のとおり取り扱います。
- 未公表
  創作時に当該法人名義で公表することが予定されている場合，又は公表を予定していないが公表するとすれば当然当該法人名義で公表されるべきものであればエの要件を満たすものとします。
- 通称又は略称で公表
  法人名の通称又は略称で公表されたものでも，周知の通称又は略称であると認められるものは，エの要件を満たすものとします。

○　著作権法では，「法人格を有しない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるもの」を法人として取り扱うことにしていますので（法第２条６項），任意団体であっても組織形態が法人と同様なものについては著作者になることができます。

○　また，任意団体が著作者になることを認めている関係上，著作権の譲受人になるなど権利義務の主体になることもできます。

②　映画の著作物における著作者について

○　著作権法では，映画の著作物の著作者は，法人著作が適用される場合を除いて，「制作，監督，演出，撮影，美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」と定められています（法第 16 条）。

○　したがって，例えば劇映画の場合であれば，プロデューサー（制作），映画監督（監督），撮影監督（撮影），美術監督（美術）などの共同著作物になることが多いと考えられます。

○　なお，映画の著作物の著作権については，当該著作者ではなく，通常映画製作者である映画会社に帰属することになります（法第 29 条）。

（３）提出書類一覧表

○各種登録に必要な提出書類

	申請書	明細書	必要な添付資料	その他
実名の登録 16 ページ	○ 17 ページ	○ 20 ページ	・戸籍又は登記簿の謄本又は抄本，住民票の写しなど，実名を証明する資料	―
第一発行(公表)年月日の登録 23 ページ	○ 24 ページ	○ 20 ページ	・受領書，販売証明書など，第一発行（公表）年月日を証明する資料	―
著作権の譲渡の登録 28 ページ	○ 29 ページ	○ 20 ページ	・登録の原因を証明する資料（譲渡契約書などの写し又は譲渡証書など）	・（登録権利者が単独で申請する場合）登録義務者の承諾書又は判決文 ・（登録の原因について第三者の許可・認可・同意又は承諾を必要とする場合）第三者の許可・認可・同意又は承諾を証明する資料 ・（登録の変更・更正若しくは抹消又は抹消した登録の回復を申請する場合で登録上の利害関係を有する第三者がある場合）登録上の利害関係を有する第三者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本 ・（申請者が登録権利者若しくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるとき又は登録名義人の表示の変更若しくは更正の登録を申請するとき）戸籍又は登記簿の謄本又は抄本，住民票の写しその他当該事実を証明できる資料 ・（登録の目的に係る著作権，出版権及び質権が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般承継により移転したものである場合）戸籍又は登記簿の謄本又は抄本，その他当該事実を証明できる資料 ・（民法第 423 条の規定により債権者が債務者に代位して申請する場合）債権者が債務者を代位する原因を証明する資料
著作権の信託の登録 33 ページ	○ 34 ページ	○ 20 ページ	・登録の原因を証明する資料（信託契約書の写し又は譲渡証書，自己信託の場合は公正証書など）	
著作権を目的とした質権設定等の登録 39 ページ	○ 40 ページ	○ 20 ページ	・登録の原因を証明する資料（質権設定契約書などの写し又は，質権設定証書など）	
出版権の設定等の登録 44 ページ	○ 45 ページ	○ 20 ページ	・登録の原因を証明する資料（出版権設定契約書などの写し又は，出版権設定証書など）	
著作隣接権の移転等の登録 49 ページ	○ 50 ページ	○ 52, 55, 57 ページ	・登録の原因を証明する資料（譲渡契約書などの写し又は，譲渡証書など）	
登録の変更，更正抹消等の登録 60, 63 ページ	○ 61, 64 ページ	―	・登録の原因を証明する資料（住民票，戸籍・登記簿の謄本，弁済証明書など）	

○　代理人申請の場合には，委任状など代理人の権限を証明する書類（67 ページ）が必要です。

○　著作権登録原簿等登録事項記載書類若しくはその附属書類の写しの交付又はその附属書類の閲覧に必要な書類については 71 ページ以降を参照してください。

４　著作権等及び出版権の登録申請書及び必要な添付資料の注意事項及び記載例

（１）実名の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

ア　申請できる場合

○　次の手順にしたがって登録ができるかどうか確認してください。

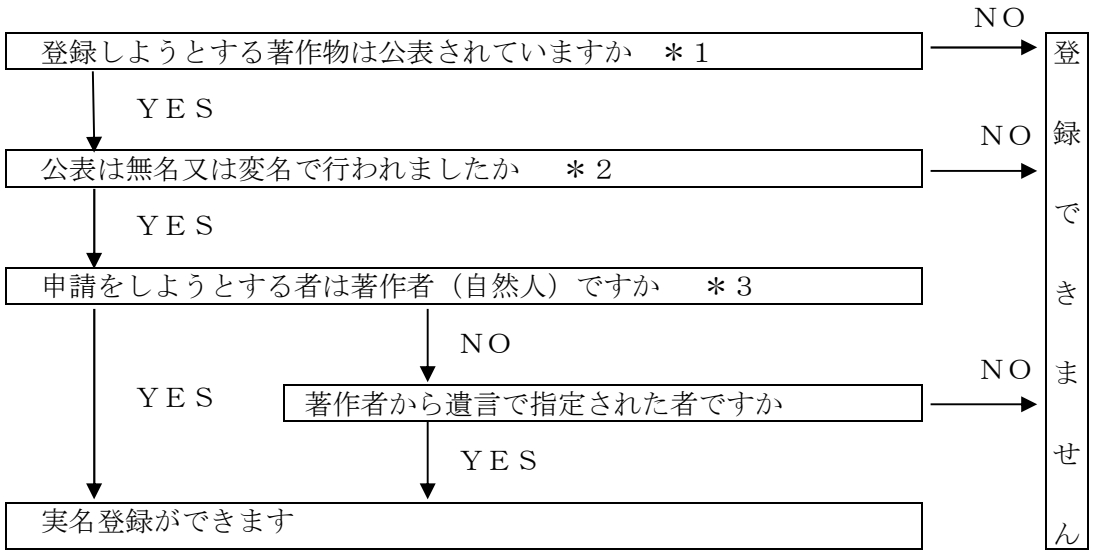

＊１

○　公表（発行を含む）の概念については，23 ページの第一発行（公表）年月日登録の「①　申請に当たっての留意事項」＊１を参照してください。

＊２

○　「無名」とは著作物の公表の時に著作者としての名称を表示していないことです。

○　「変名」とは，実名（本名）に代えて用いられる雅号，筆名（ペンネーム），略称などのことをいいます。

○　公表のときに示された名前又は名称が，「実名に代えて用いられるもの」とは考えられない場合は，実名登録を行うことはできません。

例　・自然人である著作者が実在する団体名義で著作物を公表した場合
　　・著作者が著名人の名前を借りて著作物を公表した場合

○　公表の際に実名を付しておけば，そこで表示された者が著作物の著作者と推定されます（法第 14 条）。著名な小説家のように名前と顔が一致する変名（周知の変名）についても同様です。

＊３

○　申請できる者は，著作者又は著作者が死亡しているときは遺言により指定された者です（法第 75 条第１項，第２項）。

○　したがって，著作者であれば，著作権者でなくても（著作権を第三者に譲渡していても）登録できます。著作者が死亡すると遺言がない限り登録はできません。

○　法人が著作者の場合は，実名の登録はできません。

イ　登録の効果

○　登録された者は，当該登録に係る著作物の著作者と法律上推定されます（法第 75 条第３項）。

○　無名又は変名の著作物の保護期間は，公表後 50 年間とされていますが，実名登録を受けると著作者の死後 50 年間保護されます（第 52 条第２項第２号）。

② 申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎ 登録免許税（収入印紙 9,000 円）（実名登録申請書左上に貼付）
◎ 実名登録申請書（書き方は 17 ページを参照）
◎ 著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊ 前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎ 実名を証明する書類
　＊ 申請者（著作者）の戸籍謄本又は抄本，住民票の写し
　　（外国人の場合は）外国人登録証明書の写し，登録原票の写しなど
○ 代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊ 委任状（書き方は 67 ページを参照）
△ 著作者の遺言により指定された者が申請する場合はその遺言の写し
△ 登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類
　＊ 共同著作物など，著作者・著作権者が複数存在する場合に必要

③ 申請書の書き方

実 名 登 録 申 請 書

収　入
印　紙
(9,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1 著作物の題号（フリガナ）　*ハル　ノ　アラシ*
春　の　嵐

2 登録の原因及びその発生年月日

平成○年○月○日に無名で公表した

3 登録の目的　*実名の登録*

4 著作者
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*モンブ　ショウ*
文部　翔

5 前登録の年月日及び登録番号　*な　し*

6 申請者　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*モンブ　ショウ*
文部　翔　㊞　*又は，本人の署名*

7 添付資料の目録　*著作物の明細書　1通*
住民票の写し　1通

【実名登録申請書】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　著作物の明細書の「１　著作物の題号」欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

○　実名登録は，原則として著作者が申請をしますので，題号が「不明」ということはあり得ません。

２　登録の原因及びその発生年月日

○　無名公表又は変名公表の別により，次のように記載してください。

・　無名公表　：　*平成○年○月○日に無名で公表した。*
・　変名公表　：　*平成○年○月○日に○○△△の変名で公表した。*

３　登録の目的

○　「実名の登録」と記載してください。

４　著作者

○　実名（本名）を記載してください。

○　本欄の氏名又は名称と添付した実名を証明する資料に記載された氏名又は名称と一致していなければなりません。

○　法人が著作者の場合は，実名の登録はできません。

５　前登録の年月日及び登録番号

○　次のように記載してください。

・　以前に登録している場合　：　*平成○○年○○月○○日*
　　登録番号 第○○○○○号の○
・　初めて申請する場合　：　*な　し*
・　不　明　の　場　合　：　*不　明*

６　申請者

○　登録済通知書発送のため，郵便番号を必ず記載してください。また，連絡先の電話番号も記載するようにお願いします。

○　申請者が法人等であって，連絡担当者が別にいる場合は，その氏名等もあわせて記載してください。

○　「申請者」の欄の印は，本人の署名（法人にあっては，代表者の署名）をもって代えることができます。

○　都道府県名と市名が同じ場合を除き，都道府県名から記載してください。

申請者　　〒XXX-XXXX　TEL（XXX）XXX-XXXX
住所（居所）　神奈川県横浜市○○
氏名（名称）　株式会社 文化商事
代表取締役　文化 千代　㊞
（連絡担当者　山田　内線○○）

○　代理人が申請する場合は，「申請者」の欄の申請者の住所・氏名の後に，代理人の住所・氏名を記載してください。

○　代理人が申請する場合，代理人印のみが必要であって，申請者の印は不要です。
また，印の代わりに，代理人本人の署名をもって申請することも可能です。

申請者　　〒XXX-XXXX　TEL（XXX）XXX-XXXX
住所（居所）　神奈川県横浜市○○
氏名（名称）　株式会社 文化商事
代表取締役　文化 千代

代理人　　〒XXX-XXXX　TEL（XX）XXXX-XXXX
住所（居所）　東京都千代田区○○
氏名（名称）　著作　健　㊞

7　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　著作物の明細書　　1通
・　住民票の写し　　1通

④　著作物の明細書の書き方

著　作　物　の　明　細　書

１　著作物の題号　　*春　の　嵐*

２　著作者の氏名（名称）　　*文部（モンブ）　翔（ショウ）*

３　著作者の国籍

４　最初の公表の際に表示された著作者名

無　名

５　最初の公表年月日　　*平成○年○月○日*

６　最初に発行された国の国名

７　著作物の種類　　*小説*

８　著作物の内容又は体様

不幸な事故で両親を失った三人の兄弟が，逆境にもめげずに力を合わせて育っていくさまを描いたものである。一番上の子は，勉強がよくできて，体も大きく，意見をはっきり言いリーダーシップを発揮するタイプ，二番目の子は，みんなの様子を見ながら，居心地の良い所を探し，人を笑わせるのが好きなタイプ，三番目の子は，小柄だが俊敏，こつこつ勉強し，そしてどこか甘えん坊なタイプであり，それぞれ三人が，長所を活かしながら，どんなことに対しても兄弟みんなで助け合い解決していく，心温まる日常を細やかに表現した小説である。

【著作物明細書】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　申請書の［１．著作物の題号］欄の名称と一致していなければなりません。

○　題号がない場合等は次のように記載してください。

・　題号がない場合　：　*な　し*
・　不明の場合　　：　*不　明*

※　実名の登録の場合，題号が不明ということはあり得ませんので注意してください。

２　著作者の氏名（名称）

○　実名（本名）を記載してください。

○　法第 15 条により，法人が著作者の場合は，当該法人名を記載してください。
※法人が著作者の場合は実名の登録はできません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

３　著作者の国籍

○　著作者が外国人又は外国法人である場合のみ，記載してください。

○　外国法人の場合は，その設立に当たって準拠した法令を制定した国及び当該法人の主たる事務所が所在する国の名称を記載してください。

○　著作者が日本人又は日本法人である場合，項目名を残し，国籍名の記載は不要です。

４　最初の公表の際に表示された著作者名

○　公表等の際に実際に表示された著作者名を記載してください。

○　公表等の形態にしたがって，次のように記載してください。

公表等の形態等	記載方法
実名（本名）	実名を記載
変名（ペンネーム，芸名等）	変名を記載
無名	「*無名*」と記載
未公表	記載不要

＊　法人が著作者の場合は，当該法人名を記載してください。（法人の著作の名義で公表等していないときは，法人が著作者にはなりません。）

＊　実名の登録の場合，この欄に実名又は，法人の名称が記載されることはあり得ませんので注意してください。（著作物が実名若しくは法人の名称で公表等された場合，実名の登録はできないため）

＊　実名の登録及び第一発行（公表）年月日の登録の場合，この欄が「未公表」であることはあり得ませんので注意してください。

５　最初の公表年月日

○　公表（発行を含む）の概念については，23 ページの第一発行（公表）年月日の登録の「①申請に当たっての留意事項　＊１」を参照した上で，年月日を記入してください。

○　実名の登録及び第一発行年月日等の登録の申請書の「登録の原因及びその発生年月日」欄に記載の年月日と本欄の年月日が一致していなければなりません。

○　公表されていないときは，「未公表」と記載してください。ただし，実名の登録及び第一発行（公表）年月日の登録の場合，この欄が「未公表」であることはあり得ませんので注意してください。

６　最初に発行された国の国名

○　発行された著作物が，外国人又は外国法人の著作物であるときに限り，記載してください。（日本である場合記載は不要ですが，項目名は残してください。）

７　著作物の種類

○　６ページの表を参考にしてください。

○　論文，楽曲，絵画，劇場用映画など，６ページの表の右欄に該当するものはそれを記載してください。それ以外の場合は，「言語の著作物」，「美術の著作物」など，左欄に従って記載してください。

○　雑誌，辞典などのような編集物の場合は「編集著作物」と記載してください。

８　著作物の内容又は体様

○　著作物の内容又は体様を 200 字から 400 字程度で程度で簡潔にまとめて記載してください。その際，著作物の特徴等を盛り込み，できるだけ著作物が特定できるようにしてください。申請された著作物がどのようなものであるかは，この明細書で特定することになりますので，その点に注意して記載してください。なお，著作物そのものを添付する必要はありません。

○　外字は表示できないため，使用しないでください。

○　美術の著作物，建築の著作物，図形の著作物，写真の著作物については，文章の説明とともに，著作物の写真，図面等を添付しても結構です。この写真，図面等は，著作物の明細書に，Ａ４判以下で１部のみ添付できます。
　なお，図面等を添付する場合は，申請書「添付資料の目録」に「著作物の複製物　１部」，著作物の明細書「著作物の内容又は体様」の末尾に「詳細は添付のとおり。」と記載し，図面等を添付していることが書類上からわかるようにしてください。

○　言語の著作物のうち，詩，短歌，俳句など，ごく短い文章のものについては，原作のまま記載してください。

○　編集著作物の場合は，「素材の選択又は配列」の創作性について，データベースの著作物の場合は「情報の選択又は体系的な構成」の創作性についてわかりやすいように記載してください。

○　映画の著作物の場合，ストーリーの特徴だけでなく映像の特徴も含めて記載してください（同じ原作に基づく複数の映画が存在した場合，あらすじだけでは著作物を特定できないことがあります。）。

（２）第一発行（公表）年月日の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

ア　次の手順にしたがって，登録ができるかどうか確認してください。

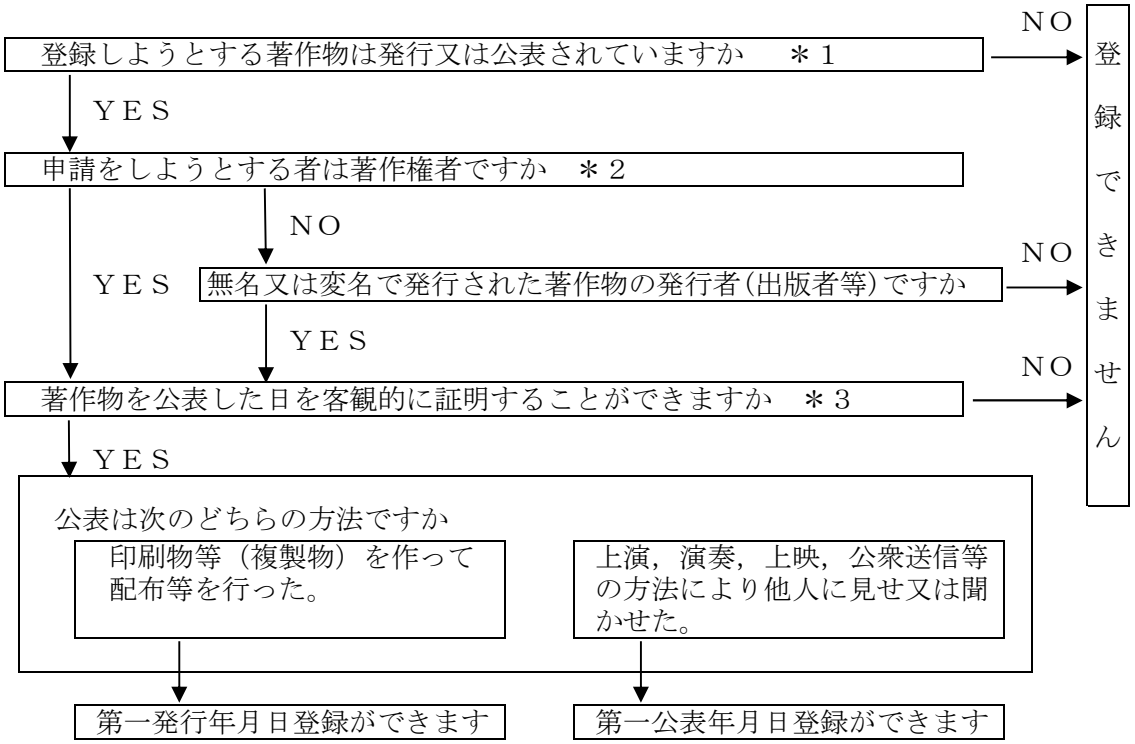

＊１

○　「発行」及び「公表」の概念は，原則として次のとおりです。

- 「**発行**」とは，**著作物の複製物（印刷物，録音物など）を相当部数適法に作成し，公衆に譲渡（販売，贈呈等）又は貸与した場合**をいいます。
- 「**公表**」とは，「発行」又は**著作物を適法に上演，演奏，上映，公衆送信，口述，展示（美術の著作物及び写真の著作物の原作品）の方法によって公衆に提示した場合**をいいます。なお，公衆送信の場合は，インターネットのホームページ等にアップロード（送信可能化）した段階で「公表」されたことになります。

（注）著作権法では

- 「発行」されれば「公表」されたことになります。
- 公衆には特定かつ多数の者を含みます。
  例　親戚（特定者）の集まりで印刷物を配布したが，それが多数の人の場合
- 著作物の複製物を公衆へ譲渡又は貸与することを「頒布」といいます。

＊２

○　**申請できる者は**，著作権を有している者，つまり**著作権者**です。したがって，他人に著作権を譲渡した著作者や保護期間の満了により著作権が消滅している場合は申請できません。

○　**無名又は変名の著作物の場合は**，著作権者に代わって，**発行者（出版者等）**が申請することができます。

＊３

○　申請書には第一発行（公表）年月日を証明する資料を添付する必要があります。通常第三者の証明書を添付していただきますが，この証明ができなければ申請はできません。申請者もしくは代理人本人による証明も，証明書とはなりません。

イ　登録の効果

○　反証がない限り，**登録された年月日に当該著作物が最初に発行され，又は公表されたことが法律上推定されます。**

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別の場合）

◎　登録免許税（収入印紙 3,000 円）
　（第一発行（公表）年月日登録申請書左上に貼付）
◎　第一発行（公表）登録申請書（書き方は 24 ページを参照）
◎　著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎　第一発行（公表）年月日を証明する書類
　＊　受領書，頒布証明書，演奏証明書など（26,27 ページを参照）
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）

③　申請書の書き方

第一発行年月日登録申請書

収　入
印　紙
(3,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*夏　の　光*（ナツ　ノ　ヒカリ）

2　登録の原因及びその発生年月日
平成○年○月○日に第一発行を行った

3　登録の目的　*第一発行年月日の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号　*な　し*

5　申請者（ *著作権者* **）** *〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化（ブンカ）　千代（チヨ）　㊞　又は，本人の署名

6　添付資料の目録　*著作物の明細書　1通*
頒布証明書　1通
(又は，受領書　50通)

【第一発行(公表)年月日登録申請書】記載上の注意事項

1　著作物の題号

○　著作物の明細書の 1　著作物の題号 欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

2　登録の原因及びその発生年月日

○　発行又は公表の別により，次のどちらかを記載してください。

・　発行の場合　：　*平成○年○月○日に第一発行を行った。*
・　公表の場合　：　*平成○年○月○日に第一公表を行った。*

3　登録の目的

○　発行又は公表の別により，次のどちらかを記載してください。

・　発行の場合　：　*第一発行年月日の登録*
・　公表の場合　：　*第一公表年月日の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号

○　12ページの 7 前登録の年月日及び登録番号 を参照してください。

5　申請者

○　（ ）内は次のように記載してください。

・　申請者が著作権者の場合　：　*著作権者*
・　申請者が，無名又は変名の著作物の発行者である場合　：　*発行者*

○　申請者欄の書き方は12ページの 5 申請者 及び 6　代理人 を参照してください。

6　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　著作物の明細書　　1通
・　頒布証明書　　1通

④　著作物の明細書の書き方　　20ページを参照してください。

⑤　第一発行（公表）年月日を証明する資料

○　登録実務では，通常は，50部以上の著作物の複製物が頒布されたことや，50人以上の人が著作物を見たり聞いたりしたことを証明できる第三者に証明書を提出してもらって，「発行」，「公表」されたことを確認しています。
　なお，著作物の種類や公表の形態等によっては，部数や人数が足らない場合であっても発行又は公表になりますので，担当者に御相談ください。

○　また，ホームページの場合は，ホームページにアップロード（送信可能化）した時点で公表とみなされますので，著作物をホームページ上で見たという一人の証明書で足ります。

○　証明書の様式は特に定まっていませんが，比較的多い実務例は次のとおりです。
　なお，例えば，放送番組（映画の著作物）を公衆送信（放送）により公表した場合については，公表日の新聞のテレビ欄のコピーがあれば証明書になるなど，第三者の証明書がなくても証明になる場合がありますので，疑問な点があれば担当者に御相談ください（書籍の奥付は，実際の発行日と異なる場合が多いので証明にはなりません）。

〔第一発行の証明の場合〕

(1)受領書による証明(50 通程度必要)

（申請者）殿

受　　領　　書

題号○○○という小説が掲載されている印刷物を平成○年○月○日に受領しました。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(注) 受領日が異なる場合は，原則として 50 部になった日を第一発行年月日とします。

(2)販売(頒布)者による証明(１通でも可)

文化庁長官　殿

頒　布　証　明　書

題号○○○という小説が掲載されている印刷物を平成○年○月○日に○○人に頒布したことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(注)「○年○月○日から△年△月△日までに○○人に頒布したことを証明」するという形式の証明の場合は，頒布部数が 50 部程度に達した期間が確認できる書き方にしてください。なお，この場合の第一発行年月日は△年△月△日となります。

〔第一公表の証明の場合〕

(1)展示による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

展　示　証　明　書

題号○○○という絵画を平成○年○月○日，○○展において展示し，当日○○人の人がこの絵を見たことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(注１) 展示による証明は，美術の著作物又は写真の著作物の原作品による展示の場合だけに限られます。原作品とは，美術作品そのもの，写真はオリジナルネガから作成した写真のことを言います。

(注２)「○年○月○日から△年△月△日までに○○人がこの絵を見たことを証明」するという形式の場合の証明方法は，26 ページの頒布証明書の（注）と同様です。

(2)上映による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

上　映　証　明　書

題号○○○という映画が平成○年○月○日，○○試写会場にて上映され，私を含めて○○人が見たことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(3)演奏による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

演　奏　証　明　書

題号○○○という楽曲が平成○年○月○日，○○演奏会において演奏され，当日○○人の人がこの楽曲を聴いたことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(4)口述による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

口　述　証　明　書

題号○○○という言語の著作物が平成○年○月○日，○○講演会にて口述され，私を含めて○○人が聞いたことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(5)放送による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

放　送　証　明　書

題号○○○というテレビ映画が平成○年○月○日，○○放送において放送されたことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(6)上演による証明（１通でも可）

文化庁長官　殿

上　演　証　明　書

題号○○○という脚本が平成○年○月○日，○○において上演され，私を含めて○○人が見たことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

(7)ホームページを見た者による証明(１通でも可)

文化庁長官　殿

掲　載　証　明　書

題号○○○という絵画が平成○年○月○日，インターネット上のホームページ（http://～）に掲載されていたことを証明します。

平成○年○月○日
住所　○○市○○町○○
氏名　○○○○　　㊞

（３）著作権の譲渡の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

ア　著作権の譲渡の登録は何のためにするのですか。

○　著作権は財産権ですので，所有権同様，他人に譲渡することができます（法第 61 条第１項）。著作権の譲渡は一般に契約により行われますが，著作権がある人に譲渡されたにもかかわらず，別の人に同一の著作権が譲渡されることもあり得ます。この場合，同じ著作権が二重に譲渡されることになりますので，どちらが本当の著作権者であるか争いが生じることにもなります。

そのため，取引の安全を確保するための登録（著作権の譲渡の登録）制度が設けられています。

○　著作権の譲渡の登録がされますと，例えば著作権の二重譲渡の場合，どちらの著作権譲渡契約が早く締結されたかどうかにかかわらず，登録名義人が著作権者として法律上取り扱われることになります（法律的には第三者対抗要件が与えられたことになります）。

イ　相続人はこの登録を申請できるのですか。

○　相続又は合併・分割等により著作権を一般承継した場合は，第三者対抗要件の問題は生じないので，著作権の譲渡の登録の必要はありません（法第 77 条第１号）。

ウ　登録がないと著作権を侵害している人に対し自分の権利を主張できないのですか。

○　権利侵害者に対しては，登録がなくても告訴や訴訟ができます。

エ　著作権の一部譲渡はできますか。著作権を全部譲渡する場合の注意点は何ですか。

○　著作権は，権利の束といわれるように，次のような支分権の集合体です。

複製権（法第 21 条），上演権・演奏権（法第 22 条），上映権（法第 22 条の２），公衆送信権・伝達権（法第 23 条），口述権（法第 24 条），展示権（法第 25 条），頒布権（法第 26 条），譲渡権（法第 26 条の２），貸与権（法第 26 条の３），翻訳権・翻案権等（法第 27 条），二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（法第 28 条）

○　したがって，著作権のうち，例えば複製権だけ譲渡するなど支分権に分けて一部分を譲渡することもできます。 また，例えば複製権をさらに録音権，録画権などに分割することも可能です。

○　このほか，例えば米国における著作権の譲渡など地域限定の譲渡や，○年○月○日から○年○月○日までの著作権の譲渡など期間限定の譲渡も可能です。

○　著作権の譲渡のうち，翻訳権・翻案権等（法第 27 条）及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（法第 28 条）の譲渡については，権利者保護や社会慣行等を考慮して，譲渡契約において譲渡の目的として特定されていないと，譲渡人に留保されているものと推定されます（法第 61 条第２項）。したがって，著作権の全部の譲渡を行うためには，契約書に「著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を譲渡する」と明記する必要があります。

オ　Ａ（著作者）からＢ，更にＢからＣに著作権が譲渡された場合，ＡからＢへの登録を省略してＢからＣへの登録をすることができますか。

○　著作権法上の登録制度は，不動産登記制度とは異なり，保存登記に該当するものがありませんので，権利変動があった場合に初めて登録されることになります。

例えば登録名義人と申請書に記載された登録義務者が不一致の場合は却下されるなど登録原簿の内容と矛盾する登録は原則としてできません。

設問の場合については，ＢからＣへの登録によりはじめて登録原簿を作成することになるので，登録はできることになります。

○　なお，仮に登録原簿上に著作権者Ａを申請者とする第一発行年月日の登録がなされていたとしても，登録原簿上表示された著作権者Ａは，登録原簿上の登録名義人には該当しませんので，ＢからＣへの登録は却下されず登録されることになります。

② 申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎ 登録免許税（収入印紙 18,000 円）（著作権登録申請書左上に貼付）
◎ 著作権登録申請書（書き方は 29 ページを参照）
◎ 著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊ 前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎ 登録の原因を証明する書類
　＊ 譲渡契約書の写し譲渡証書など（32 ページを参照）
○ 登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊ 登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
○ 代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊ 委任状（書き方は 67 ページを参照）
△ 登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（69 ページを参照）
　＊ 共同著作物など，著作者・著作権者が複数存在する場合に必要

③ 申請書の書き方

著 作 権 登 録 申 請 書

収　入
印　紙
(18,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*春　の　嵐*（ハル　ノ　アラシ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
平成○年○月○日に下記の者の間に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）の譲渡があった。
譲渡人　東京都千代田区霞が関○○
文部　翔
譲受人　大阪市中央区○○町○○
株式会社文化商事

3　登録の目的　*著作権譲渡の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号　*な　し*

5　申請者
（登録権利者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
フリガナ
氏名（名称）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化（ブンカ）　千代（チヨ）　㊞　又は，本人の署名

（登録義務者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
フリガナ
氏名（名称）　*文部（モンブ）　翔（ショウ）　㊞　又は，本人の署名*

6　添付資料の目録　*著作物の明細書　1 通*
譲渡証書　1 通

【著作権登録申請書（著作権の譲渡）】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　著作物の明細書の　１　著作物の題号　欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　譲渡契約の内容に従い，次の例のように記載してください

ア　著作権の全部の譲渡

（ア）法第 27 条及び法第 28 条の権利が契約書で特掲されている場合

○年○月○日に下記の者の間に著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）の譲渡があった

（イ）法第 27 条及び法第 28 条の権利が契約書で特掲されていない場合

○年○月○日に下記の者の間に著作権の譲渡があった

イ　著作権の一部の譲渡

・　*○年○月○日に下記の者の間に著作権のうち複製権の譲渡があった*
・　*○年○月○日に下記の者の間に著作権（公衆送信権）のうち放送権及び有線放送権の譲渡があった*

＊　支分権を更に細分化する場合は，「著作権（＊複製権，公衆送信権など支分権の種類を記載）のうち○○権」と記載してください

ウ　地域限定がある場合

○年○月○日に下記の者の間に日本における著作権の譲渡があった

＊　一つの著作物について，条約締約国の間では，各国において当該国における著作権が発生するため，国を限定して著作権を譲渡することは可能です。したがって，例えば米国で創作された著作物について，日本における著作権」に限定して譲り受けることも可能であり，日本の著作権法に基づく登録によって日本における対抗要件を具備することになります。

＊　なお，日本で創作された著作物の外国における著作権についても，当該外国における著作権を分離して譲渡することは可能ですが，その著作権の当該外国における効力については，当該外国の法律が定めるところによります。

＊　また，地域を限定する譲渡であっても，東京における著作権」や「近畿地方における著作権」などのように一つの国をさらに細分化することは原則として認められません。

エ　期間限定がある場合

○年○月○日に下記の者の間に○年○月○日から△年△月△日までの間の著作権の譲渡があった

オ　持分の定めがある場合

・　*○年○月○日に下記の者の間に著作権の２分の１の譲渡があった*
・　*○年○月○日に下記の者の間に著作権の譲渡があった*
　　譲渡人　（住所）
　　（氏名又は名称）

譲受人　（住所）
（氏名又は名称）　（持分１０分の３）
（住所）
（氏名又は名称）　（持分１０分の７）

＊　譲渡人又は譲受人が複数の場合，持分の記載がないと等分とみなされます。

カ　譲渡担保契約による譲渡の場合

○年○月○日に下記の者の間に譲渡担保契約により著作権の譲渡があった

○　譲渡人及び譲受人とも氏名又は名称，住所を記載してください

○　任意団体であっても「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」であれば著作権法上権利義務の主体になると解されますので，譲渡人又は譲受人欄に当該任意団体名を記載していただいて結構です。

○　債権者の代位（政令第 29 条，民法第 423 条），権利の消滅に関する事項の登録（政令第 30 条），持分等の記載（政令第 31 条）などについては特則がありますので注意してください。

３　登録の目的

○　「著作権譲渡の登録」と記載してください。

４　前登録の年月日及び登録番号

○　12 ページの［７　前登録の年月日及び登録番号］を参照してください。

５　申請者

○　登録権利者及び登録義務者はそれぞれ次のとおりです。

・　登録権利者　＝　譲受人
・　登録義務者　＝　譲渡人

○　共同申請が原則ですが，登録義務者の承諾書（68 ページ）を添付したとき，又は判決による登録は登録権利者が単独で申請できます。この場合，登録義務者の記載は不要です。

○　また，債権者が民法第 423 条の規定により債務者に代位して申請するときは債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所又は居所，代位の原因を記載してください（政令第 29 条）。

○　以上のほか，申請者欄の書き方は 12 ページの［５　申請者］及び［６　代理人］を御参照ください。

６　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　*著作物の明細書*　*１通*
・　*譲渡証書*　*１通*

＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。

○　場合によって必要な資料

・　代理人の権限を証明する資料　67 ページ
・　その他　14 ページ（任意様式で作成してください。）

※　更に譲受人又は譲渡人が譲渡される著作物の内容及び権利の及ぶ範囲を誤認していないか，確認する資料を求めることがあります。

④　著作物の明細書の書き方　　20 ページを参照してください。

⑤　登録の原因を証明する資料

○　譲渡契約書の写しを添付してください。

○　あるいは，譲渡契約の際に登録用の譲渡証書を作成し，それを添付していただいても結構です。様式は定まっていませんが実務例としては次のとおりです。

譲　渡　証　書

平成〇年〇月〇日

（登録権利者）

住　所　*大阪市中央区〇〇町〇〇*
名　称　*株式会社文化商事*
代表取締役　文　化　千　代　　殿

（登録義務者）

住　所　*東京都千代田区霞が関〇〇*
名　称　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を平成〇年〇月〇日に貴社に譲渡したことに相違ありません。

記

著作物の題号　　*春　の　嵐*

著作者の氏名（名称）　　*文（モンブ）　部　翔（ショウ）*

（４）著作権の信託の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

○　信託は，自分（委託者）の財産権（著作権等）を信頼できる人（受託者）に移転し，一定の目的（信託の目的）に従い，受託者がある人（受益者）のためにその財産権を管理・処分するという制度です。信託は一般に信託契約により行われ，その契約により，権利が受託者に移転しますが，著作権のような知的財産の場合，別の人との間で同一の著作権を目的とした信託契約が結ばれてしまうこともあり得ます。この場合，どちらが本当の権利者であるか争いが生じることにもなります。そのため，取引の安全を確保することを目的とした登録制度が設けられています。

○　本登録がされますと，例えば著作権の二重譲渡の場合，どちらの信託契約が早く締結されたかにかかわらず，登録名義人（受託者）が著作権者として法律上取り扱われることになります（法律的には第三者対抗要件が与えられたことになります。）。

○　信託がなされると同時に権利が移転することになりますので，登録の正確性を確保するため，信託の登録は権利の移転の登録と同時に（同一の申請書で）申請していただくことになります。（ただし，受益者又は委託者が，受託者に代位して信託の登録を申請する場合は，信託の登録のみで申請していただくことができます。）。

【信託のイメージ】

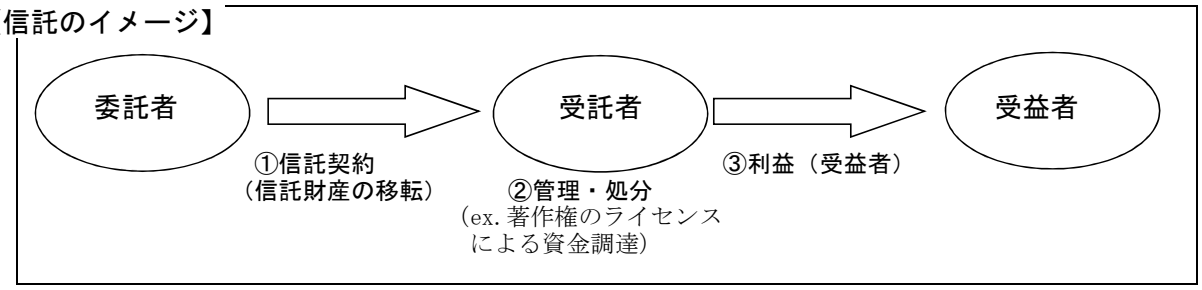

著作権を一定の目的のために管理することを目的として信託する例もみられ，近年の信託業法や信託法の改正によりその管理の方法も多様なものが認められるようになっています。

著作権の信託の登録を申請するに当たっては，著作権法施行令の各規定によりますが，申請書の記述方法については，基本的には登録という公示制度の性質上，第三者が公示内容を参照することによって当該権利に関する必要な情報等が客観的に分かるよう，登録原簿に記載されるべきことを考えると，当事者しか理解し得ないような記述方法では問題があります。具体的には信託契約等の内容によって様々なものがあり得ますので，事前に御相談くださるようお願いします。

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎　登録免許税（収入印紙 3,000 円）
　（著作権登録申請書左上に貼付）
◎　著作権登録申請書（書き方は 34 ページを参照）
◎　著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎　登録の原因を証明する書類
　＊　信託契約書の写し，譲渡証書など（38 ページを参照）
　＊　自己信託の場合は公正証書など
○　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（69 ページを参照）
　＊　共同著作物など，著作者・著作権者が複数存在する場合に必要

⑤　申請書の書き方

著 作 権 登 録 申 請 書

収　入 印　紙

(3,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*春　の　嵐*（ハル　ノ　アラシ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

平成○年○月○日に下記の者の間に信託による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡があった。

委託者　*東京都千代田区霞が関○○*
文部　翔

受託者　*大阪市中央区○○町○○*
株式会社文化商事

受益者　*東京都千代田区霞が関○○*
文部　翔

信託の目的　*著作権を受益者のために管理・処分すること*

信託財産の管理の方法　*著作権信託契約に基づき，受託者が第三者に対して利用の許諾をなし，又は許諾のない利用を行う者に対して民事上，刑事上の法的措置を講じることにより著作権を管理する*

信託の終了の理由　*○信託期間が満了したとき*
○信託の目的が達成されたとき
○著作権信託契約が解除されたとき

その他の信託の条項

3　登録の目的　*信託による著作権譲渡の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号　*な　　し*

5　申請者

（登録権利者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
フリガナ　氏名（名称）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化　千代（ブンカ　チヨ）　㊞　*又は，本人の署名*

（登録義務者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
フリガナ　氏名（名称）　*文部　翔*（モンブ　ショウ）　㊞　*又は，本人の署名*

6　添付資料の目録　*著作物の明細書　　1通*
著作権信託契約書　　1通

【著作権登録申請書（著作権の信託）】記載上の注意事項

1　著作物の題号

○　著作物の明細書の 1　著作物の題号 欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　信託契約の内容に従い，次の例のように記載してください

ア　著作権の全部の譲渡

（ア）法第 27 条及び法第 28 条の権利が契約書で特掲されている場合

○年○月○日に下記の者の間に信託による著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）の譲渡があった

（イ）法第 27 条及び法第 28 条の権利が契約書で特掲されていない場合

○年○月○日に下記の者の間に信託による著作権の譲渡があった

イ　著作権の一部の譲渡

・　○年○月○日に下記の者の間に信託による著作権のうち複製権の譲渡があった
・　○年○月○日に下記の者の間に信託による著作権（公衆送信権）のうち放送権及び有線放送権の譲渡があった

＊　支分権を更に細分化する場合は，「著作権（＊複製権，公衆送信権など支分権の種類を記載）のうち○○権」と記載してください

ウ　地域限定がある場合

○年○月○日に下記の者の間に日本における信託による著作権の譲渡があった

＊　ひとつの著作物について，条約締約国の間では，各国において当該国における著作権が発生するため，国を限定して著作権を信託・譲渡することは可能です。したがって，例えば米国で創作された著作物について，「日本における著作権」に限定して信託により譲り受けることも可能であり，日本の著作権法に基づく登録によって日本における対抗要件を具備することになります。
＊　なお，日本で創作された著作物の外国における著作権についても，当該外国における著作権を分離して信託・譲渡することは可能ですが，その著作権の当該外国における効力については，当該外国の法律が定めるところによります。
＊　また，地域を限定する信託・譲渡であっても，「東京における著作権」や「近畿地方における著作権」などのようにひとつの国をさらに細分化することは原則として認められません。

エ　期間限定がある場合

○年○月○日に下記の者の間に○年○月○日から△年△月△日までの間に信託による著作権の譲渡があった

オ　持分の定めがある場合

・　*〇年〇月〇日に下記の者の間に信託による著作権の２分の１の譲渡があった*
・　*〇年〇月〇日に下記の者の間に信託による著作権の譲渡があった*
委託者　(住所)
(氏名又は名称)　(持分１０分の３)
(住所)
(氏名又は名称)　(持分１０分の７)
受託者　(住所)
(氏名又は名称)

＊　委託者が複数の場合，持分の記載がないと等分とみなされます。

○　委託者，受託者及び受益者とも氏名又は名称，住所を記載してください。

○　任意団体であっても「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」であれば著作権法上権利義務の主体になると解されますので，委託者，受託者欄に当該任意団体名を記載していただいて結構です。

◎　信託の登録の申請書には 34 ページで示した事項のほか，受益者の指定に関する条件，信託管理人があるとき，受益者代理人があるときなどの場合には必要事項を記載する必要があること，さらには，定められた事項を記載したときは，受益者の氏名等の記載を要しない場合がありますので注意ください（政令第 36 条を参照，85 ページ）

３　登録の目的

○　「信託による著作権譲渡の登録」と記載してください。

４　前登録の年月日及び登録番号

○　12 ページの 7　前登録の年月日及び登録番号 を参照してください。

５　申請者

○　信託の登録は受託者だけで申請することができることとなっていますが，信託の登録は,権利移転の登録とともに行う必要があり,その場合は共同申請が原則となりますので,申請書の申請者欄は，著作権の譲渡の登録の記載と同様になります。

○　登録権利者及び登録義務者の考え方はそれぞれ次のとおりです。

・　登録権利者　＝　譲受人　＝　受託者
・　登録義務者　＝　譲渡人　＝　委託者

○　したがって，共同申請が原則となりますが，登録義務者の承諾書（68 ページ）を添付したとき，又は判決による登録は登録権利者が単独で申請できます。この場合，登録義務者の記載は不要です。

○　以上のほか，申請者欄の書き方は 12 ページの 5　申請者 及び 6　代理人 を御参照ください。

○　上記の場合のほか，自己信託の登録の場合は受益者だけで申請することができます。

６　添付資料の目録

○　必ず必要な資料

・　著作物の明細書　20 ページ
・　登録の原因を証明する資料　38 ページ

＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。

○　場合によって必要な資料

・　代理人の権限を証明する資料　67 ページ
・　その他　14 ページ（任意様式で作成してください。）

7　その他の注意事項

○　信託法においては，登録を真実の状態に変更するものとして「受託者は，信託の本旨に従い，信託事務を処理しなければならない。」とされています。そのため，著作権に関する信託の登録においても，2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日に変更があったときは，受託者は遅滞なく変更の登録の申請をすることが求められます。

④ 著作物の明細書の書き方　20 ページを参照してください。

⑤ 登録の原因を証明する資料

○　信託契約書の写しを添付してください。

○　なお，譲渡契約の際に登録用の譲渡証書を作成し，それを添付していただいても結構です。様式は定まっていませんが実務例としては次のとおりです。

譲　渡　証　書

平成○年○月○日

（登録権利者）

住　所　*大阪市中央区○○町○○*
名　称　*株式会社文化商事*
代表取締役　文　化　千　代　　殿

（登録義務者）

住　所　*東京都千代田区霞が関○○*
名　称　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を平成○年○月○日付けの信託契約に基づき貴社に譲渡したことに相違ありません。

委託者　*東京都千代田区霞が関○○*
文部　翔
受託者　*大阪市中央区○○町○○*
株式会社文化商事
受益者　*東京都千代田区霞が関○○*
文部　翔
信託の目的　*著作権を受益者のために管理・処分すること*

信託財産の管理の方法　*著作権信託契約に基づき，受託者が第三者に対して利用の許諾をなし，又は許諾のない利用を行う者に対して民事上，刑事上の法的措置を講じることにより著作権を管理する*

信託の終了の理由　*○信託期間が満了したとき*
○信託の目的が達成されたとき
○著作権信託契約が解除されたとき

その他の信託の条項

＊ **２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日** と同様の内容を記載

記

著作物の題号　*春　の　嵐*

著作者の氏名（名称）　*文（モンブ）　部（ショウ）　翔*

（５）著作権を目的とした質権設定等の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

○　著作権譲渡の場合と同様，第三者対抗要件を付与するための登録です。登録は，著作権を目的とする質権の設定，移転，変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く）又は処分の制限の場合に行います。登録が行われると，例えばＡが自己の著作権を目的としてＢに対し質権を設定し，質権が設定されたままでＡからＣに著作権が譲渡されるという場合に，ＢがＣに対して質権を主張することができます。また，登録がない別の質権設定者に対しても同様です。なお，同一の著作権に複数の質権設定の登録がされている場合の権利の順位は登録の前後によります。

○　質権は，一般に財産権である著作権を担保に供して債務を負ったとき著作権者と債権者の間で行われる質権設定契約により発生します（民法第 362 条）。なお，質権の目的となった著作権については，民法における権利質と異なり，設定行為に別段の定めがない限り，著作権者（質権設定者）が行使することができます。

○　複数の著作権を共同担保として質権を設定する場合であっても，質権は一つですので申請は１件になります。

○　質権の移転は，一般に質権の被担保債権が質権者である債権者から他人に譲渡されたときに行われるもので，債権の譲渡に伴い通常は質権も債権の譲受人に移転することになります。

○　質権の変更とは，質権設定後の後発的な要因により質権の内容が変わった場合をいいます。例えば債権金額が増額された場合が典型例です。なお，申請者の錯誤又は遺漏により不実の申請書が提出され登録された質権の内容の一部が実態と合致しない場合は，変更の登録ではなく，内容の程度により抹消の登録又は更正の登録を行うことになります。

○　質権は，債務の弁済，質権の存続期間の満了，質権の実行による競売の実施などにより消滅します。質権の消滅の登録は，質権設定登録を抹消する方法で行います。
　なお，質権の目的物である著作権を質権者が取得したり，著作権の保護期間の満了，質権者による債権の放棄など，混同又は著作権又は債権の消滅による質権の消滅については，登録しなくても第三者に対抗できます。

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎　登録免許税（収入印紙 債権金額の 1,000 分の 4）（著作権登録申請書左上に貼付）
◎　著作権登録申請書（書き方は 40 ページを参照）
◎　著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎　登録の原因を証明する書類
　＊　質権設定契約書の写し，質権設定証書など（43 ページを参照）
○　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（69 ページを参照）
　＊　共同著作物など，著作者・著作権者が複数存在する場合に必要

③　申請書の書き方

著 作 権 登 録 申 請 書

収　入
印　紙
（債権金額の 1,000 分の 4）

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　春（ハル）　の　嵐（アラシ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
平成○年○月○日に下記の者の間に著作権を目的とする質権の設定があった。

質権設定者　東京都千代田区霞が関○○
　　文部　翔
質　権　者　大阪市中央区○○町○○
　　株式会社文化商事
債　務　者　質権設定者と同じ
債 権 金 額　　1,000,000 円

3　登録の目的　　質権設定の登録

4　前登録の年月日及び登録番号　　な　　し

5　申請者
（登録権利者）　〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX
住所（居所）　大阪市中央区○○町○○
氏名（名称）（フリガナ）　株式会社文化商事（ブンカショウジ）
代表取締役　文化（ブンカ）　千代（チヨ）　㊞　　又は，本人の署名

（登録義務者）　〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX
住所（居所）　東京都千代田区霞が関○○
氏名（名称）（フリガナ）　文部（モンブ）　翔（ショウ）　㊞　　又は，本人の署名

6　添付資料の目録　　著作物の明細書　　1 通
質権設定契約書　　1 通

【著作権登録申請書（質権設定等関係）】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　著作物の明細書の「１　著作物の題号」欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

○　共同担保の場合は，担保に供された著作物の題号全てを記載してください。この場合，著作物ごとに著作物の明細書を作成してください。

２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

＜質権の設定＞

○　質権設定契約の内容に従い，次の例のように記載してください

ア　著作権の全部に対する質権の設定

・　〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権を目的とする質権の設定があった
・　〇年〇月〇日に下記の者の間に共有著作権の持分〇分の〇を目的とする質権の設定があった

イ　著作権の一部に対する質権の設定

・　〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権のうち複製権を目的とする質権の設定があった
・　〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権（複製権）のうち録音権を目的とする質権の設定があった

＊　支分権を更に細分化する場合は，「著作権（＊複製権，公衆送信権など支分権の種類を記載）のうち〇〇権」と記載してください

ウ　根質権の場合

〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権を目的とする根質権の設定があった

※　著作権を共有している場合は，持分を記載してください。

〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権（共有著作権の持分〇分の〇）を目的とする・・・・

○　債務者欄は質権設定者と債務者が同じであっても，記載例のように必ず記載してください。なお，別の場合は（住所）及び（氏名又は名称）を記載してください。

○　債権金額欄は，根質権の場合は，「債権金額」を「債権極度額」にしてください。

○　特定物の給付を求める債権等で一定の債権金額がない場合は，当該債権の価格を記載してください。

○　登録の原因に存続期間，利息，違約金，賠償額に関する定めなど政令第 33 条第３号に該当する事由がある場合は，債権金額欄の次に記載してください。

○　登録番号を記載した場合は，「権利の表示」，「債権金額」，「政令第 33 条第３号に該当する事由」及び「債務者の氏名等」は記載不要です。

＜質権の移転＞

○　記載例は次のとおりです。

〇年〇月〇日に下記の者の間に債権譲渡により質権の移転があった

＜質権の変更＞

○　記載例は次のとおりです。

〇年〇月〇日に債権金額の変更があった
変更後の債権金額　　〇〇〇〇円

＜質権の消滅＞

○　記載例は次のとおりです。

・　〇年〇月〇日に債務弁済により質権が消滅した
・　〇年〇月〇日に存続期間の満了により質権が消滅した

３　登録の目的

○　登録の種類に応じて次のように記載してください

・　質権設定の登録
・　質権移転の登録
・　質権変更の登録
・　質権設定登録の抹消の登録（質権消滅の場合）

４　前登録の年月日及び登録番号

○　12 ページの　７　前登録の年月日及び登録番号　を参照してください。

○　なお，質権の移転，変更及び抹消の登録の場合は，必ず前登録の年月日及び登録番号を記載してください。

５　申請者

○　登録権利者及び登録義務者は次のとおりです。

	質権設定	**質権移転**	**質権変更**	**質権消滅**
登録権利者	質権者	質権被移転者	登録により利益を得る者	質権設定者
登録義務者	質権設定者	質権移転者	登録により不利益を被る者	質権者

（注）質権の変更の場合，例えば債権金額の増加の場合は，質権者が登録権利者，質権設定者が登録義務者になります。また，例えば質権の存続期間の短縮，利息・違約金の減額の場合は質権設定者が登録権利者，質権者が登録義務者になります。

○　このほか，36 ページの　５　申請者　の記載事項を御参照ください。

６　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　著作物の明細書　　１通
・　質権設定証書　　１通

7　登録免許税

○　登録免許税の額が 30,000 円を超えるときは印紙納付はできません。最寄りの日本銀行あるいは国税の収納を行う代理店，郵便局又は税務署のいずれかの収納機関に現金を納付し，その領収証書を申請書に添付してください。

○　質権の変更の場合において，債権金額の増額のときは，登録原簿上の債権金額の差額の 1000 分の 4 になります（登録免許税法第 12 条第 1 項）。

④ 著作物の明細書の書き方　20 ページを参照してください。

⑤ 登録の原因を証明する資料

○　契約書の写しを添付してください。

○　あるいは，登録の原因となる契約の際に登録用の証書を作成しそれを添付していただいても結構です。特に様式は定まっておりませんが，実務例としては次のとおりです。

質　権　設　定　証　書

平成〇年〇月〇日

（登録権利者）

住　所　*大阪市中央区〇〇町〇〇*
名　称　*株式会社文化商事*
代表取締役　文　化　千　代　　殿

（登録義務者）

住　所　*東京都千代田区霞が関〇〇*
名　称　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物に関する著作権を目的とする質権を平成〇年〇月〇日に貴社に設定したことに相違ありません。

記

著作物の題号　*春　の　嵐*

著作者の氏名（名称）　*文（モンブ）　部　翔（ショウ）*

債　務　者　*質権設定者と同じ*

債 権 金 額　*1,000,000 円*

（６）出版権の設定等の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

○　著作権譲渡や質権設定等の場合と同様，第三者対抗要件を付与するための登録です。

○　出版権制度というのは,著作権法で定められた特別な制度です(法第79条から第88条)。

従来は，紙媒体による出版のみを対象としていましたが，平成 26 年の著作権法改正において，インターネット送信による電子出版等を引き受ける者に対しても出版権を設定できることとなりました（平成 26 年法律第 35 号。平成 27 年１月１日施行。）。

出版権は，複製権等保有者（複製権又は公衆送信権を有する者）と出版者との出版権設定契約により発生するものです。

出版権者は，設定行為で定めるところにより，その出版権の目的である著作物について，次に掲げる権利の全部又は一部を専有することとされています。
①　頒布の目的をもって，原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）（法第 80 条第１項第１号）
②　原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利（法第 80 条第１項第２号）

○　著作物の出版，電子出版に当たっては，①複製権，公衆送信権の譲渡を受ける場合，②複製，公衆送信について（独占的）利用許諾を受ける場合，③出版権設定契約を締結する場合がありますが，出版権登録申請を行うことができるのは，③の場合のみです。

○　次のような場合，登録を行うことで第三者対抗要件が付与されます。
ア　出版権の設定，移転（相続その他の一般承継によるものを除く），変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く）又は処分の制限
イ　出版権を目的とする質権の設定，移転（相続その他の一般承継によるものを除く），変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く）又は処分の制限等

○　登録の内容及び効果については，28 ページの著作権の譲渡の登録及び 39 ページの著作権を目的とした質権設定等の登録を参照してください。

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎　登録免許税（収入印紙 30,000 円）（出版権登録申請書左上に貼付）
◎　出版権登録申請書（書き方は 45 ページを参照）
◎　著作物の明細書（書き方は 20 ページを参照）
　＊　出版権に関する前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎　登録の原因を証明する書類
　＊　出版権設定契約書の写し出版権設定証書など（48 ページを参照）
○　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（69 ページを参照）
　＊　共同著作物など，著作者・著作権者が複数存在する場合に必要

③　申請書の書き方

出 版 権 登 録 申 請 書

収　入
印　紙
(30,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*春　の　嵐*（ハル　ノ　アラシ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

平成○年○月○日に下記の者の間に出版権の設定があった。

複製権等保有者　東京都千代田区霞が関○○
文部　翔
出版権者　大阪市中央区○○町○○
株式会社文化商事

3　登録の目的　*出版権設定の登録*

4　出版権の範囲　*限定なし*

5　出版権の存続期間　*最初の出版行為等があった日から５年*

6　出版権に関する特約　*定めなし*

7　前登録の年月日及び登録番号　*な　し*

8　申請者

（登録権利者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化　千代（ブンカ　チヨ）　㊞　*又は，本人の署名*

（登録義務者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*文部　翔*（モンブ　ショウ）　㊞　*又は，本人の署名*

9　添付資料の目録　*著作物の明細書　１通*
出版権設定証書　１通

（注）　記載例は，出版権の設定の場合です。出版権の譲渡の登録の場合は 29 ページ，出版権を目的とする質権に係る登録の場合は 40 ページ，信託に係る登録の場合は 34 ページの実務例を参考にしてください。

【出版権登録申請書】記載上の注意事項

1　著作物の題号

○　著作物の明細書の　1　著作物の題号　欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

○　題号がない場合等は次のように記載してください。

・　題号がない場合　：　*な　し*
・　不明の場合　：　*不　明*

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　出版権の設定の場合は次のように記載してください。

平成〇年〇月〇日に下記の者の間に出版権の設定があった。
複製権等保有者　東京都千代田区霞が関〇〇
文部　翔
出版権者　大阪市中央区〇〇町〇〇
株式会社文化商事

○　出版権の譲渡の場合は次のように記載してください。

平成〇年〇月〇日に下記の者の間に出版権の譲渡があった。
譲渡人　東京都千代田区霞が関〇〇
文部　翔
譲受人　大阪市中央区〇〇町〇〇
株式会社文化商事

＊　権利の消滅に関する定め（政令第 30 条），持分の定め（政令第 31 条）及び政令第 33 条第２項に規定する事項があるときは，その旨を記載してください。

3　登録の目的

○　登録の種類に応じて，次のように記載してください。

・*出版権設定の登録*
・*出版権譲渡の登録*
・*出版権変更の登録*
・*出版権消滅の登録*

4　出版権の範囲

○　出版権が平成 27 年１月１日以降に設定されたものである場合であって，出版権者が法第 80 条第１項第１号に掲げる権利のみを専有するとき，同項第２号に掲げる権利のみを専有するときその他同項に掲げる権利の一部を専有するときは設定行為で定められた出版権の内容を記載し，出版権者が同項に掲げる権利の全部を専有するときは「限定なし」と記載してください。

記載例は以下のとおりです。

・*限定なし*
・*法第 80 条第１項第１号に掲げる権利*
・*法第 80 条第１項第２号に掲げる権利*
・*法第 80 条第１項第１号に掲げる権利のうち，紙媒体による出版についての権利*
・*法第 80 条第１項第１号に掲げる権利のうち，CD-ROM 等の記録媒体による出版についての権利*

＊　なお，個別具体的な事例に対して，どこまで権利の一部のみを専有することが可能であるのかという点については，最終的には，裁判所において判断されるものとなります。

○　出版権が平成 27 年１月１日より前に設定されたものである場合であって，範囲に限定があるときは，その旨を記載してください。

５　出版権の存続期間

○　定めがなければ，次のように記載してください。

定めなし

６　出版権に関する特約

○　定めがなければ，次のように記載してください。

定めなし

＊　全集等への収録（法第 80 条第２項ただし書き），出版の義務（法第 81 条ただし書）に関し別段の定めがある場合はその旨を記載してください。

７　前登録の年月日及び登録番号

○　12 ページの　７　前登録の年月日及び登録番号　を参照してください。

８　申請者

○　出版権設定の登録の場合

・　登録権利者　＝　出版権者
・　登録義務者　＝　複製権等保有者

○　出版権の譲渡若しくは出版権を目的とする質権に係る登録の場合は，29 ページ及び 40 ページを参照してください。

＊　共同申請が原則ですが，登録義務者の承諾書（68 ページ）を添付したとき，又は判決による登録は登録権利者が単独で申請できます。また，債権者が民法第 423 条の規定により債務者に代位して申請するときは債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所又は居所，代位の原因を記載してください（政令第 29 条）。

９　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　*著作物の明細書*　　*1通*
・　*出版権設定証書*　　*1通*

④　著作物の明細書の書き方　　20ページを参照してください。

⑤　登録の原因を証明する資料

○　契約書の写しを添付してください。

○　あるいは，登録の原因となる契約の際に登録用の証書を作成しそれを添付していただいても結構です。特に様式は定まっておりませんが，出版権の設定の場合の実務例としては次のとおりです。

出　版　権　設　定　証　書

平成○年○月○日

登録権利者（出版権者）

住　所　*大阪市中央区○○町○○*
名　称　*株式会社文化商事*
代表取締役　文　化　千　代　　殿

登録義務者（複製権等保有者）

住　所　*東京都千代田区霞が関○○*
名　称　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物に関する出版権を平成○年○月○日に貴社に設定したことに相違ありません。

記

著作物の題号　　*春　の　嵐*

著作者の氏名（名称）　　*文（モンブ）　部（ショウ）　翔*

出版権の範囲　　*限定なし*

出版権の存続期間　　*最初の出版行為等があった日から５年*

出版権に関する特約　　*定めなし*

○　出版権の譲渡に係る登録については32ページ，出版権を目的とする質権に係る登録については43ページの記載例を参照してください。

（７）著作隣接権の移転等の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

○　著作隣接権の登録は，著作権の譲渡や質権の設定等と同様，第三者対抗要件の登録です。

○　著作隣接権の対象は，実演，レコード，放送，有線放送です。内容については，６ページを参照してください。

○　この著作隣接権の登録は，次のような場合に行うことができます。
ア　著作隣接権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く）又は処分の制限
イ　著作隣接権を目的とする質権の設定，移転（相続その他の一般承継によるものを除く），変更若しくは消滅（混同又は著作隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く）又は処分の制限。

○　登録の内容及び効果については，28 ページの著作権譲渡の登録及び 39 ページの質権設定等の登録を参照してください。なお，著作権と同様，著作隣接権も権利の束です。それぞれの権利（許諾権のみ）は次のとおりです。

ア　実演
録音権・録画権（法第 91 条），放送権・有線放送権（法第 92 条），送信可能化権（法第 92 条の２），譲渡権（法第 95 条の２），貸与権（市販レコードの発売後１年間）（法第 95 条の３）

イ　レコード
複製権（法第 96 条），送信可能化権（法第 96 条の２），譲渡権（法第 97 条の２），貸与権（市販レコードの発売後１年間）（法第 97 条の３）

ウ　放送
複製権（法第 98 条），再放送権・有線放送権（法第 99 条），送信可能化権（法第 99 条の２），テレビジョン放送の伝達権（法第 100 条）

エ　有線放送
複製権（法第 100 条の２），放送権・再有線放送権（法第 100 条の３），送信可能化権（法第 100 条の４），有線テレビジョン放送の伝達権（法第 100 条の５）

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，〇：必要に応じ）

◎　登録免許税（収入印紙 9,000 円）（著作隣接権登録申請書左上に貼付）
◎　著作隣接権登録申請書（書き方は 50 ページを参照）
◎　実演（レコード，放送，有線放送）の明細書（書き方は 20 ページを参照）
＊　前登録がある場合は，著作物の明細書は不要です。
◎　登録の原因を証明する書類
＊　譲渡契約書の写し，譲渡証書など（32 ページを参照）
〇　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
〇　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録の原因について第三者の許可，同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（69 ページを参照）
＊　著作隣接権が共有となっていて，著作隣接権者が複数存在する場合に必要

③　申請書の書き方

著 作 隣 接 権 登 録 申 請 書

収　入 印　紙

(9,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

(注)
1　実演の名称　フリガナ

フユ　ノ　ソラ
冬　の　空

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

平成○年○月○日に下記の者の間に著作隣接権の譲渡があった。

譲渡人　東京都千代田区霞が関○○
文部　翔
譲受人　大阪市中央区○○町○○
株式会社文化商事

3　登録の目的　*著作隣接権譲渡の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号　*な　し*

5　申請者

（登録権利者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
フリガナ
氏名（名称）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化（ブンカ）　千代（チヨ）　㊞　又は，本人の署名

（登録義務者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
フリガナ
氏名（名称）　*文部（モンブ）　翔（ショウ）　㊞　又は，本人の署名*

6　添付資料の目録　*実演の明細書　1通*
譲渡証書　1通

（注１）記載例は，実演の登録の申請の場合です。レコードの場合は「レコードの名称」，放送番組の場合は「放送番組の名称」，有線放送番組の場合は「有線放送番組の名称」としてください。

（注２）記載例は，著作隣接権の譲渡の登録の場合です。著作隣接権を目的とする質権に係る登録の場合は 40 ページ,信託に係る登録の場合は 34 ページの実務例を参考にしてください。

【著作隣接登録申請書】記載上の注意事項

１　実演（レコード，放送番組又は有線放送番組）の名称

○　実演(又はレコード，放送，有線放送)の明細書の「１　実演(又はレコード，放送，有線放送)の名称」欄の名称と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　著作隣接権の譲渡及び質権設定等に関する記載例については,著作権の譲渡の登録(28～32 ページ），著作権の信託の登録（33～38 ページ）及び著作権を目的とした質権設定等の登録（39～43 ページ）を参照してください。

３　登録の目的

○　登録の種類に応じて，次のように記載してください。

譲渡の場合	：*著作隣接権譲渡の登録*
質権設定等の場合	：*質権設定の登録*
	質権移転の登録
	質権変更の登録
	質権設定登録の抹消の登録(質権消滅の場合)

４　前登録の年月日及び登録番号

○　12 ページの「７　前登録の年月日及び登録番号」を参照してください。

○　なお，質権の移転，変更及び抹消の登録の場合は，必ず前登録の年月日及び登録番号を記載してください。

５　申請者

○　登録権利者及び登録義務者は次のとおりです。

	権利譲渡	質権設定	質権移転	質権変更	質権消滅
登録権利者	譲受人	質権者	質権被移転者	登録により利益を得る者	質権設定者
登録義務者	譲渡人	質権設定者	質権移転者	登録により不利益を被る者	質権者

（注）質権の変更の場合，例えば債権金額の増加の場合は，質権者が登録権利者，質権設定者が登録義務者になります。また，例えば質権の存続期間の短縮，利息・違約金の減額の場合は質権設定者が登録権利者，質権者が登録義務者になります。

６　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　実演の明細書	１通
・　譲渡証書	１通

④　実演の明細書の書き方

実　演　の　明　細　書

１　実演の名称　　*冬　の　空*

２　実演家の氏名及び芸名

フリガナ　　モンブ　　ショウ
氏名　　*文　部　　翔*

フリガナ　　ブンカ　　チョウ
芸名　　*文　化　　蝶*

３　実演家の国籍

４　実演が行われた年月日及び国の国名
平成○年○月○日　日本

５　レコードの名称等
（１）レコードの名称　　*冬　の　空*
（２）レコード製作者の氏名（名称）　　*株式会社○×音楽出版社*
（３）レコード製作者の国籍
（４）音が最初に固定された国の国名

６　放送番組の名称等
（１）放送番組の名称
（２）放送事業者の氏名（名称）
（３）放送事業者の国籍
（４）放送設備のある国の国名

７　映画の著作物の題号等
（１）映画の著作物の題号
（２）映画製作者の氏名（名称）

８　実演の種類　　*演　奏*

９　実演の内容

平成○年○月○日，□□市文化会館で行われた文化蝶ピアノリサイタルにおける演奏のうち「冬の空」という曲のピアノソロ演奏である。この曲は，文化蝶の得意とする曲の一つで，各地のコンサートでたびたび演奏され，また，レコードも多く発売されているが，この日の演奏は特に感情の表現が豊かで，最近の演奏の中では大変良い出来である。文化蝶の演奏の特徴は，アドリブでの表現の繊細さであるが，この日の演奏はその特徴がよく表れている。

【実演の明細書】記載上の注意事項

１　実演の名称

○　申請書の　１　実演，レコード，放送番組又は有線放送番組の名称　欄の名称と一致していなければなりません。

○　記載例のように固有の名称がある場合は，その名称を記載してください。また，固有の名称がない場合は，例えば次のような名称も認められます。

・　ミュージカル等の中でのある：*ミュージカル「○○」の△△役の演技*
　　配役の実演の場合
・　ＣＤアルバムの中に収録され：*ＣＤアルバム「○○」の曲名△△の演奏*
　　ているある曲の演奏の場合

○　名称がない場合等は次のように記載してください。

・　名称がない場合　：*な　し*
・　不明の場合　　：*不　明*

２　実演家の氏名及び芸名

○　「芸名」は，実演家がその氏名に代えて通常用いている呼称のことをいいます。ただし，楽団名，グループ名などは芸名ではありません。

○　芸名がない場合は次のように記載してください。

芸名なし

○　法人が実演家になることはあり得ませんので，注意してください。

○　オーケストラ，合唱団，バンドなどの実演のように二人以上の者が共同して行った実演で，その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものについては，共同実演を行った実演家全ての氏名と芸名を記入してください。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

３　実演家の国籍

○　実演家が外国人である場合のみ，記載してください。（日本である場合記載は不要ですが，項目名は残してください。）

○　共同実演の場合は，外国人である実演家の氏名と国籍を記載してください。

５　レコードの名称等

○　「レコードの名称」とは，例えば音楽ＣＤの場合のアルバム名のことではなく，そこに録音されている曲ごとの録音物（レコード）の名称のことをいいます。

○　実演がレコードに固定されている場合にのみ記載してください。

○　「レコードの名称」は名称がないときは「*なし*」と記載してください。

○　「レコード製作者の国籍」及び「音が最初に固定された国の国名」は，実演が国外で行われたときのみ記載してください。（日本である場合記載は不要ですが，項目名は残してください。）

６　放送番組の名称等

○　実演が有線放送されたものであるときは，この欄の「放送」とあるのを「有線放送」として記載してください。

○　この欄は，次の要件をすべて満たしている場合にのみ，記載してください。
ア　実演が国外で行われたとき
イ　実演が放送（有線放送）において送信されたとき
ウ　実演がレコードに固定されたもの以外のものであるとき

○　「放送番組の名称」は名称がないときは「*なし*」と記載してください。

７　映画の著作物の題号等

○　実演が映画の著作物において録音され，又は録画されている場合にのみ記載してください。

○　「映画の著作物の題号」は題号がないときは「*なし*」と記載してください。

８　実演の種類

○　実演の種類を記載してください。例としては次のようなものがあります。

演技，舞踏，演奏，歌唱，口演，朗詠，奇術，曲芸など

９　実演の内容

○　実演の概要を 200 字から 400 字程度で記載してください。その際，実演の特徴等を盛り込み，できるだけ当該実演が特定できるようにしてください。申請された実演がどのようなものであるかは，この明細書で特定することになりますので，その点に注意して記載してください。

○　外字は表示できないため，使用しないでください。

⑤　レコードの明細書の書き方

レ　コ　ー　ド　の　明　細　書

１　レコードの名称　　*冬　の　空*

２　レコード製作者の氏名（名称）（フリガナ）　*株式会社○×音楽出版*（カブシキガイシャマルバツオンガクシュッパン）

３　レコード製作者の国籍等
（１）レコード製作者の国籍
（２）音が最初に固定された国の国名

４　音が最初に固定された年月日
平成○年○月○日

５　商業用レコードの名称等
（１）名称　　*四季の音楽*
（２）体様　　*12㎝ＣＤ*
（３）製作者の氏名（名称）　*△△レコード株式会社*

６　レコードの内容
平成○○年○月○○日，□□市文化会館（小ホール）で行われた，○○○○○ハーモニー楽団のピアノ奏者文化蝶による楽曲「冬の空」のピアノソロ演奏を録音したものである。
この日の録音は，平成○○年○月○日に発売されたアルバム（四季の音楽～旅立ちから芽生え，真っ盛りの夏から錦秋，雪の舞い散る彼方へ）12曲収録のうち，Ｂ面５番目の曲のために行われたもので，デジタル方式により収録されている。収録時間は８分５６秒である。

【レコードの明細書】記載上の注意事項

１　レコードの名称

○　申請書の「１　実演（レコード，放送番組又は有線放送番組）の名称」欄の名称と一致していなければなりません。

○　「レコードの名称」とは，例えば音楽ＣＤの場合のアルバム名のことではなく，そこに録音されている曲ごとの録音物（レコード）の名称のことをいいます。

○　名称がない場合等は，次のように記載してください。

・　名称がない場合　：*な　し*
・　不明の場合　　：*不　明*

２　レコード製作者の氏名（名称）

○　「レコード製作者」とは，商業用レコードを製造又は販売した者のことではなく，レコードに固定されている音を最初に固定した者（自然人又は法人）のことをいいます。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

３　レコード製作者の国籍等

○　レコード製作者が外国人又は外国法人である場合のみ，記載してください。（日本である場合記載は不要ですが，項目名は残してください。）

５　商業用レコードの名称等

○　「商業用レコード」は，市販の目的をもって製作されるレコードの複製物のことをいい，一般的には小売店の店頭に並んでいるアルバム等のことをいいます。

○　商業用レコードが既に販売されている場合のみ記載してください。

○　「名称」は名称がないときは「*なし*」と記載してください。

６　レコードの内容

○　レコードの概要を 200 字から 400 字程度で記載してください。その際，レコードの特徴等を盛り込み，できるだけ当該レコードが特定できるようにしてください。申請されたレコードがどのようなものであるかは，この明細書で特定することになりますので，その点に注意して記載してください。

○　外字は表示できないため，使用しないでください。

⑥　放送（有線放送）の明細書の書き方

放　送　の　明　細　書

１　放送の名称　　*四季の音楽*

２　放送事業者の氏名（名称）（フリガナ）　　*株式会社ＪＣＯ放送*

３　放送事業者の国籍等
（１）放送事業者の国籍
（２）放送設備のある国の国名

４　放送が行われた年月日
平成○年○月○日

５　放送の種類　　*テレビジョン放送*

６　放送番組の内容
平成○○年○月○日，午後○時から○時までに放送した，○○○○○ハーモニー楽団のピアノ奏者文化蝶の魅力にせまるという内容の番組である。文化蝶ピアノリサイタル「四季の音楽～旅立ちから芽生え，真っ盛りの夏から錦秋，雪の舞い散る彼方へ」の開催１週間前からピアノ奏者文化蝶に密着取材したドキュメント部分，関係者へのインタビュー，ピアノリサイタル当日の演奏と舞台裏の様子という構成になっており，文化蝶の魅力を余すところなく紹介している。

＊有線放送の場合は，「放送」を「有線放送」に変更してください。

【放送（有線放送）の明細書】記載上の注意事項

１　放送の名称

○　申請書の「１　実演，レコード，放送番組又は有線放送番組の名称」欄の名称と一致していなければなりません。

○　一般的には，放送番組名のことをいいます。

○　名称がない場合等は，次のように記載してください。

・　名称がない場合　：*な　し*
・　不明の場合　　：*不　明*

２　放送事業者の氏名（名称）

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

３　放送事業者の国籍等

○　放送事業者が外国人又は外国法人である場合のみ，記載してください。（日本である場合記載は不要ですが，項目名は残してください。）

５　放送の種類

○　テレビジョン放送，ラジオ放送の別を記載してください。

６　放送番組の内容

○　放送番組の概要を 200 字から 400 字程度で記載してください。その際，放送番組の特徴等を盛り込み，できるだけ当該放送番組が特定できるようにしてください。申請された放送がどのようなものであるかは，この明細書で特定することになりますので，その点に注意して記載してください。

○　外字は表示できないため，使用しないでください。

⑦　登録の原因を証明する資料

○　契約書の写しを添付してください。

○　なお，譲渡証書を作成し，それを添付していただいても結構です。特に様式は定まっておりませんが。著作隣接権の譲渡の登録の場合は 32 ページ，著作隣接権を目的とする質権に係る登録の場合は，43 ページの実務例を参考にしてください。

５　登録の変更又は更正の登録，登録の抹消に係る登録申請書の注意事項及び記載例

（１）登録の変更又は更正の登録関係

①　申請に当たっての留意事項

○　「変更」の登録は，登録後に権利の内容等に変更があった場合，登録の内容を事実と一致させるために行います。また「更正」の登録は，登録の内容に錯誤又は遺漏による間違いがあることが判明した場合に事実と登録の内容を一致させるために行うものです。

○　なお，権利変動に係る登録（譲渡，質権設定，出版権設定等）の場合，権利の主体や客体に係わる事項は変更できません。また，一定の事実を法律上推定する登録（第一発行(公表)年月日，実名登録等）の場合，当該事実の有無に係わる事項は変更できません。

○　具体例としては次のとおりです。

ア　登録ができる場合

- 登録名義人（譲受人，質権者等）の住所又は氏名（名称）が転居，結婚などにより変わった。
- 実名登録の場合における登録原簿に表示された著作者の住所又は氏名（名称）が転居，結婚などにより変わった。
- 質権の内容のうち債権金額，存続期間，利息，違約金など，又は出版権の内容のうち出版権の範囲，存続期間などの登録事項が変わった又は間違っていた。
- 共有著作権の持分の記載が間違っていた。

イ　登録ができない場合（この場合は登録を一旦抹消した上で再度登録を行う必要があります）

- 第一発行（公表）年月日が間違っていた
- 実名登録した著作者が間違っていた
- 譲渡等の契約の当事者が間違っていた
- 譲渡等の対象となった著作物（著作権）が間違っていた
- 譲渡等の対象となった著作権の内容が間違っていた

○　著作権登録原簿の表題部，すなわち著作物の明細書に記載された事項の変更又は更正の登録については，著作物としての同一性が失われない場合に限り認められます。

認められる例

- 著作物の販売を機会に著作物の題号を変更した
- 未公表であった著作物を公表した
- 著作物の内容に関する記述の一部に間違いがあった

○　変更・更正の登録とも原則として登録権利者（登録により利益を得る者）及び登録義務者（登録により不利益を被る者）の共同申請により行いますが（政令第 16 条），登録名義人の表示（住所又は氏名（名称））の変更及び更正は登録名義人の単独で行うことができます。（政令第 19 条）。なお，実名登録の著作者の表示の変更については，実務上申請者（著作者に限る）が単独で行うことを認めています。また表題部の変更又は更正の登録については，実務上，第一発行（公表）年月日登録及び実名登録の場合は申請者，譲渡・質権設定等の場合は登録名義人が単独で行うことを認めています。

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎　登録免許税（収入印紙 1,000 円）（著作権登録申請書左上に貼付）
◎　著作権登録申請書（書き方は 61 ページを参照）
◎　登録の原因を証明する書類
　＊　住民票，戸籍・登記簿の謄本など
○　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
　＊　登録名義人の表示の変更又は更正の場合は不要
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録上利害関係を有する第三者があるときは，その者の承諾書又はその者に対抗できる裁判の謄本若しくは抄本

③　申請書の書き方

著 作 権 登 録 申 請 書

収　入 印　紙

(1,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*秋　の　月*（アキ　ノ　ツキ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

平成○年○月○日移転により登録名義人の住所を変更する。
変更後の住所　　大阪市中央区××町××

3　登録の目的　　*登録名義人の表示の変更の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号

平成○年○月○日　　第１１０００号の１

5　申請者

〒XXX-XXXX　TEL (XX)XXXX-XXXX

住所（居所）　*大阪市中央区××町××*

氏名（名称）（フリガナ）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）

代表取締役　文化（ブンカ）　千代（チヨ）　㊞　　又は，本人の署名

6　添付資料の目録　　*登記簿謄本　　１通*

【著作権登録申請書（変更，更正）】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　著作権等登録原簿の 1　著作物の題号 の表題部の著作物の題号と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　住所変更の場合，申請者が法人のときは「移転」とし，自然人のときは「転居」としてください。

○　氏名又は名称変更の場合，法人のときは「名称変更」とし，自然人のときは「改姓」「改名」としてください。

○　登録の種類により，次のように記載してください。

ア　変更の登録

○年○月○日，移転により登録名義人の住所を変更する
変更後の住所　　大阪市中央区××町××

イ　更正の登録

錯誤(又は遺漏)により登録名義人の住所を更正する
更正後の住所　　大阪市中央区××町××

＊　氏名の更正の登録は，氏名の誤字・脱字等に限られます。契約の当事者が間違っていた場合は，無効の登録として抹消の登録をしなければなりません。

ウ　実名登録の著作者表示の変更の登録

○年○月○日，転居により著作者表示の住所を変更する
著作者の住所　　大阪市中央区××町××

３　登録の目的

○　変更の登録の場合は，次のように記載してください。

登録名義人の表示の変更の登録

○　更正の登録の場合は次のように記載してください。

登録名義人の表示の更正の登録

○　実名登録の著作者表示の変更の登録の場合は次のように記載してください。

実名登録の著作者表示の変更の登録

４　前登録の年月日及び登録番号

○　登録年月日は不明でも構いませんが，登録番号は必ず記載してください。

５　申請者

○　登録名義人の表示の変更については，登録名義人が単独で申請できます。

６　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　*登記簿謄本　　1通*

（２）登録の抹消関係

①　申請に当たっての留意事項

○　抹消の登録は，第一発行（公表），無名変名での公表，著作権等の譲渡契約，質権の設定契約などの登録の原因になった事由が，そもそもなかった，無効の契約等であった場合や登録後の後発的な理由（債務の弁済など）により登録が不適法となった場合に，登録を抹消するために行います。

○　抹消登録は，原則として第一発行（公表）年月日登録及び実名登録の場合は申請者が，著作権等の譲渡，質権の設定等の権利変動の登録については，登録権利者と登録義務者の共同申請により行います。

②　申請に当たっての必要書類等（◎：必須，○：必要に応じ，△：特別な場合）

◎　登録免許税（収入印紙 1,000 円）（著作権登録申請書左上に貼付）
◎　著作権登録申請書（書き方は 64 ページを参照）
◎　登録の原因を証明する書類
　＊　弁済証書（質権の抹消の場合）など
○　登録権利者が単独で申請する場合は，その権限等を証明する書類
　＊　登録義務者の承諾書（書き方は 68 ページを参照）
　＊　判決による登録の場合はその判決文
○　代理人が申請する場合は，その権限を証明する書類
　＊　委任状（書き方は 67 ページを参照）
△　登録上利害関係を有する第三者があるときは，そのものの承諾書又はその者に対抗できる裁判の謄本若しくは抄本

③　申請書の書き方

著 作 権 登 録 申 請 書

収　入
印　紙
(1,000円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　著作物の題号（フリガナ）　*秋　の　月*（アキ　ノ　ツキ）

2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
平成○年○月○日弁済により，質権設定の登録を抹消する。

3　登録の目的　*質権設定登録の抹消の登録*

4　前登録の年月日及び登録番号
平成○年○月○日　　第１１０００号の１

5　申請者

（登録権利者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*東京都千代田区霞が関○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*文部　翔*（モンブ　ショウ）　㊞　*又は，本人の署名*

（登録義務者）　*〒XXX-XXXX　TEL (XX) XXXX-XXXX*
住所（居所）　*大阪市中央区○○町○○*
氏名（名称）（フリガナ）　*株式会社文化商事*（ブンカショウジ）
代表取締役　文化（ブンカ）　*千代*（チヨ）　㊞　*又は，本人の署名*

6　添付資料の目録　*弁済証書　　1通*

【著作権登録申請書（抹消）】記載上の注意事項

１　著作物の題号

○　著作権等登録原簿の表題部の著作物の題号と一致していなければなりません。

○　漢字には必ずフリガナをつけてください。

２　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

○　第一発行(公表)年月日登録及び実名登録の抹消の登録の場合は次のように記載してください。

・　*錯誤により第一発行(公表)年月日登録を抹消する*
・　*錯誤により実名登録を抹消する*

４　前登録の年月日及び登録番号

○　登録年月日は不明でも構いませんが，登録番号は必ず記載してください。

５　申請者

○　抹消しようとする当該登録の登録権利者及び登録義務者の共同申請になります。

○　第一発行（公表）年月日登録及び実名登録の抹消の登録については，登録原簿に記載されている申請者が単独で行えます。

６　添付資料の目録

○　申請書に添付した資料名を記載してください。

・　*弁済証書　　1通*

６　場合によって必要となる添付書類の記載例

（１）代理人が申請する場合

○　委任状が必要です。様式は定まっていませんが実務例としては次のとおりです。

委　任　状

私は　*住　所　東京都○○区○○町○丁目○○*
氏　名　著　作　健　を代理人と定め，

次の事項を委任します。

１．下記の著作物に係る　○○○○○○○○○○　の登録申請に関する件

実名
第一発行(公表)年月日　｝など登録の種類を記入
著作権の譲渡

記

（著作物の題号）　*秋　の　月*

(著作者の氏名(名称))　*文　部　翔*

平成○年○月○日

住　　所　*大阪市中央区○○町○○*

氏名（名称）　*株式会社文化商事*
代表取締役　文　化　千　代　㊞

（２）登録権利者が単独で申請する場合

○　登録義務者の承諾書が必要です。様式は定まっていませんが実務例としては次のとおりです。

単独申請承諾書

平成○年○月○日

（登録権利者）

住　所　　*大阪市中央区○○町○○*
名　称　　*株式会社文化商事*
　　代表取締役　文　化　千　代　　殿

（登録義務者）

住　所　　*東京都千代田区霞が関○○*
名　称　　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物の著作権に関する平成○年○月○日付譲渡契約に基づく著作権譲渡の登録の申請を貴社が単独で行うことを承諾します。

記

著作物の題号　　*秋　の　月*

著作者の氏名　　*文　部　　翔*

（３）登録の原因について第三者の許可・認可・同意又は承諾を必要とする場合（例えば，共有著作物の持分の譲渡，質権設定など）

○　第三者の許可・認可・同意又は承諾を証明する資料が必要です。様式は定まっていませんが実務例としては次のとおりです。

同　意　書

平成○年○月○日

住　所　　*大阪市中央区○○町○○*
名　称　　*株式会社文化商事*
　　代表取締役　文　化　千　代　　殿

住　所　　*東京都千代田区霞が関○○*
名　称　　*文　部　　翔*　　㊞

下記の著作物に係る著作権は，貴社と私の共有のところ，今般貴社が貴社の持分（２分の１）のすべてを○○○○株式会社に譲渡することに同意します。

記

著作物の題号　　*秋　の　月*

著作者の氏名　　*文　部　翔*

(注)法第 65 条により共有著作権の持分の譲渡又は質権の設定については他の共有者の同意が必要です。これは著作隣接権も同様です。

７　著作権登録原簿等登録事項記載書類若しくはその附属書類の写しの交付又はその附属書類の閲覧申請書の注意事項及び記載例

（１）著作権登録原簿等登録事項記載書類とは

登録事項記載書類

表示番号　第　　○○○○○　　号

表示部	
登録事項	
登録年月日	平成○○年○月○日
著作物の題号	春の嵐
著作者の氏名又は名称及びその国籍	文部　翔
著作物の最初の公表の際に表示された著作者名	文部　翔
著作物が最初に公表された年月日	平成○○年○月○日
著作物が最初に発行された国の国名	余白
著作物の種類及び内容	【著作物の種類】小説
【著作物の内容又は体様】　不幸な事故で両親を失った三人の兄弟が，逆境にもめげずに力を合わせて育っていくさまを描いたものである。一番上の子は，勉強がよくできて，体も大きく，意見をはっきり言いリーダーシップを発揮するタイプ，二番目の子は，みんなの様子を見ながら，居心地の良い所を探し，人を笑わせるのが好きなタイプ，三番目の子は，小柄だが俊敏，こつこつ勉強し,そしてどこか甘えん坊なタイプであり，それぞれ三人が，長所を活かしながら，どんなことに対しても兄弟みんなで助け合い解決していく，心温まる日常を細やかに表現した小説である。	

事項部		
順位番号	登録事項	
	登録年月日	平成○○年○月○日
	登録の目的	移転の登録
	権利の表示	著作権
	登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項	【発生年月日】　平成○○年○月○日 【登録の原因】　この著作物について，平成○○年○月○日に下記の者の間に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の規定する権利を含む）の譲渡があった。 【登録権利】譲渡人　文部　翔　東京都千代田区霞が関○○ 譲受人　株式会社文化商事　大阪市中央区○○町○○
	申請者氏名および住所	【申請者の区分】登録権利者 株式会社文化商事　大阪市中央区○○町○○ 登録義務者 文部　翔　東京都千代田区霞が関○○
	受付年月日及び受付番号	【受付年月日】平成○○年○月○日　　【受付番号】　第○○○号
	備考	
（以下余白）		

上記は登録原簿に記載されている
事項と相違ないことを証明する。
平成○○年○月○日
文化庁長官　　○　○　○　○

（２）一般的注意事項

○　著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付申請，その附属書類の写しの交付申請，その附属書類の閲覧申請

１　用　紙

○　所定の用紙はありませんので，各自で作成してください。用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番（横 21.0 ㎝，縦 29.7 ㎝）です。
　用紙の左右及び上下には，各２㎝以上の余白を取ってください。

○　なお，申請書等の様式は文化庁ホームページからダウンロードできます。
（ＵＲＬは，http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido.html です）

○　申請書が２枚以上となる場合は左を綴じ，割印又は署名をしてください。

２　文　字

○　明瞭に，かつ，容易に消すことができないように書いてください。できればワープロ又はタイプ打ちでお願いします。なお，申請者の氏名についてはなるべく自筆にし，フリガナを振ってください。

○　また，使用言語は日本語とし，外国語の固有名詞（氏名，団体名，地名など）は，ローマ字で記載してください。

３　訂　正

○　訂正をしたときは，必ず訂正部分に印を押し，右の余白に訂正字数を記載してください。

【例】

嵐
1　著作物の題号　　春の~~そよ風~~　㊞　削除３字
加入１字

４　手数料

○　手数料として，著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付の場合は１部につき 1,600 円，著作権登録原簿等の附属書類(登録受付簿)の写しの交付の場合は１件につき 1,100 円，著作権登録原簿等の附属書類(登録受付簿)の閲覧の場合は１件につき 1,050 円が必要です。

○　手数料は収入印紙を申請書の左上の余白に貼付することにより納付します。（手数料については，著作権法施行規則第 23 条により，必ず収入印紙で納付することとされています。）貼付個所近くに手数料額を記載してください。なお，割印は不要です。

○　登録番号が同一であれば，順位番号が異なっても数え方は「１部(件)」となります。
（例：第１１０００号の１と第１１０００号の２の登録事項記載書類→手数料は 1,600 円）

５　郵便番号・電話番号等

○　交付書類発送のため，郵便番号を必ず記載してください。また，連絡先の電話番号も記載するようお願いします。
○　なお，記載場所は「申請者」の欄とし，申請者が法人の場合，連絡担当者の氏名もあわせて記載してください。

６　住所（居所）

○　都道府県名と市名が同じ場合を除き，都道府県名から記載してください。

（３）申請書記載例及び記載上の注意事項

○　著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付申請

著作権登録原簿等
登録事項記載書類
交　付　申　請　書

収　入
印　紙
(1,600 円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　登録の年月日及び登録番号
平成○年○月○日　　第１１０００号

2　必要部数　　*1　部*

3　申請者　　*〒×××-××××　　TEL (××)××××-××××*
住所（居所）　　*東京都千代田区霞が関○○*

氏名（名称）　　*文部　翔*　　㊞　　又は本人の署名

【登録事項記載書類の交付申請】記載上の注意事項

1　登録の年月日及び登録番号

○　登録年月日は不明でも構いませんが，登録番号は必ず記載してください。１枚の申請書で，複数の登録事項記載書類の交付を申請することも可能です。

そ　の　他

○　「出版権登録原簿」，「著作隣接権登録原簿」の登録事項記載書類の交付の場合は本記載例・注意事項を準用してください。

○　附属書類の写しの交付申請

著作権登録原簿等
附属書類写交付申請書

平成○年○月○日

収　入 印　紙

(1,100 円)

文化庁長官　　殿

1　受付の年月日及び受付番号
平成○年○月○日　　第１１０００号

2　必要部数　　*1　部*

3　申請者　　*〒×××-××××　　TEL (××)××××-××××*
住所（居所）　　*東京都千代田区霞が関○○*

フリガナ
氏名（名称）　　*文部　翔*　　㊞　　又は本人の署名

【附属書類の写しの交付申請】記載上の注意事項

1　受付の年月日及び受付番号

○　受付月日は不明でも構いませんが，受付年及び受付番号は必ず記載してください。
１枚の申請書で，複数の写しの交付を申請することも可能です。

その　他

○　「出版権登録原簿」，「著作隣接権登録原簿」の附属書類の写しの交付の場合は本記載例・注意事項を準用してください。

○　附属書類とは，著作権に係る各種登録申請の受付を記録するための受付簿のことで，受付番号，受付日付，申請書日付，著作物の題号，著作者の氏名，申請の目的，貼付印紙額，申請者の氏名等を記したものです。

受付番号	受付日付	申請書日付	著作物の題号	著作者の氏名	申請の目的	貼付印紙額	申請者の氏名	適　　用

○　**附属書類の閲覧申請**

著作権登録原簿等
附属書類閲覧申請書

収　入
印　紙
(1,050 円)

平成○年○月○日

文化庁長官　　殿

1　登録の年月日及び登録番号
平成○年○月○日　　第１１０００号

2　閲覧件数　　*1　件*

3　申請者　　*〒×××-××××　℡(××)××××-××××*
住所（居所）　　*東京都千代田区霞が関○○*

氏名（名称）　　*文部　翔*　　㊞　　又は本人の署名

【閲覧の申請】記載上の注意事項

1　登録の年月日及び登録番号

○　登録年月日は不明でも構いませんが，登録番号は必ず記載してください。また，登録受付簿の閲覧の場合は，受付月日は不明でも構いませんが，受付年及び受付番号は必ず記載してください。

そ　の　他

○　「出版権登録原簿」，「著作隣接権登録原簿」及び「登録受付簿」の閲覧の申請の場合は本記載例・注意事項を準用してください。登録受付簿の閲覧の場合は，「1　登録の年月日及び登録番号」の欄を「1　受付の年月日及び受付番号」としてください。

８　登録免許税額及び手数料一覧

○各種登録に必要な登録免許税

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第１　課税範囲，課税標準及び税率の表

登記，登録，特許，免許，許可，認可，指定又は技能証明の事項	課税標準	税　　率
１０　著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作権の移転の登録	著作権の件数	１件につき 18,000 円
(2) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の４
(3) 著作権を目的とする質権の移転の登録	著作権の件数	１件につき 3,000 円
(4) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	１個につき 9,000 円
(5) 信託の登録 イ　質権の信託の登録 ロ　質権以外の権利の信託の登録	 債権金額 著作権の件数	 1,000 分の２ １件につき 3,000 円
(6) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	１件又は１個につき 3,000 円
(7) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	１件又は１個につき 1,000 円
(8) 登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	１件又は１個につき 1,000 円
１１　出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
(1) 出版権の設定の登録	出版権の件数	１件につき 30,000 円
(2) 出版権の移転の登録	出版権の件数	１件につき 18,000 円
(3) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の４
(4) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	１件につき 3,000 円
(5) 信託の登録 イ　質権の信託の登録 ロ　質権以外の権利の信託の登録	 債権金額 出版権の件数	 1,000 分の２ １件につき 3,000 円
(6) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	１件につき 1,000 円
(7) 登録の抹消	出版権の件数	１件につき 1,000 円
１２　著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	１件につき 9,000 円
(2) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の４
(3) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数	１件につき 3,000 円
(4) 信託の登録 イ　質権の信託の登録 ロ　質権以外の権利の信託の登録	 債権金額 著作隣接権の件数	 1,000 分の２ １件につき 3,000 円
(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	１件につき 1,000 円
(6) 登録の抹消	著作隣接権の件数	１件につき 1,000 円

○著作権登録原簿等登録事項記載書類，その附属書類の写しの交付又はその附属書類の閲覧に必要な手数料（政令第 14 条）

事　　項	手　数　料　の　額
(1) 著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付	１通につき 1,600 円
(2) 著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付	１通につき 1,100 円
(3) 著作権登録原簿等の附属書類の閲覧	１件につき 1,050 円

９　著　作　権　法　（ 抄 ）
著作権法施行令　（ 抄 ）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

第二章　著作者の権利

第十節　登録

（実名の登録）
第七十五条　無名又は変名で公表された著作物の著作者は，現にその著作権を有するかどうかにかかわらず，その著作物についてその実名の登録を受けることができる。
２　著作者は，その遺言で指定する者により，死後において前項の登録を受けることができる
３　実名の登録がされている者は，当該登録に係る著作物の著作者と推定する。

（第一発行年月日等の登録）
第七十六条　著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は，その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。
２　第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については，これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

（創作年月日の登録）
第七十六条の二　プログラムの著作物の著作者は，その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし，その著作物の創作後六月を経過した場合は，この限りでない。
２　前項の登録がされている著作物については，その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

（著作権の登録）
第七十七条　次に掲げる事項は，登録しなければ，第三者に対抗することができない。
一　著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）若しくは信託による変更又は処分の制限
二　著作権を目的とする質権の設定，移転，変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

（登録手続等）
第七十八条　第七十五条第一項，第七十六条第一項，第七十六条の二第一項又は前条の登録は，文化庁長官が著作権登録原簿に記載し，又は記録して行う。
２　著作権登録原簿は，政令で定めるところにより，その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。）をもつて調製することができる。
３　文化庁長官は，第七十五条第一項の登録を行つたときは，その旨を官報で告示する。
４　何人も，文化庁長官に対し，著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付，著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。
５　前項の請求をする者は，実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
６　前項の規定は，同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは，適用しない。
７　第一項に規定する登録に関する処分については，行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は，適用しない。
８　著作権登録原簿及びその附属書類については，行政機関情報公開法の規定は，適用しない。
９　著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については，同法第四章の規定は，適用しない。
10　この節に規定するもののほか，第一項に規定する登録に関し必要な事項は，政令で定める。

（プログラムの著作物の登録に関する特例）
第七十八条の二　プログラムの著作物に係る登録については，この節の規定によるほか，別に法律で定めるところによる。

第三章　出版権

（出版権の登録）
第八十八条　次に掲げる事項は，登録しなければ，第三者に対抗することができない。
一　出版権の設定，移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。），変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。）又は処

分の制限

二　出版権を目的とする質権の設定，移転，変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

２　第七十八条（第三項を除く。）の規定は，前項の登録について準用する。この場合において，同条第一項，第二項，第四項，第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは，「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

第四章　著作隣接権

第八節　権利の制限，譲渡及び行使等並びに登録

（著作隣接権の登録）

第百四条　第七十七条及び第七十八条（第三項を除く。）の規定は，著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において，同条第一項，第二項，第四項，第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは，「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

第八章　登録

第一節　著作権登録原簿等

（著作権登録原簿の調製等）

第十三条　法第七十八条第一項の著作権登録原簿，法第八十八条第二項の出版権登録原簿及び法第百四条の著作隣接権登録原簿（以下「著作権登録原簿等」と総称する。）は，その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製し，その調製の方法は，文部科学省令で定める。

２　著作権登録原簿等の附属書類については，文部科学省令で定める。

（手数料）

第十四条　法第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

一　著作権登録原簿等に記録されている事項を記載した書類の交付　次のイ又はロに掲げる著作権登録原簿等の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める額

イ　ロに掲げる著作権登録原簿以外の著作権登録原簿等　一通につき千六百円

ロ　プログラムの著作物に係る著作権登録原簿　一通につき二千四百円

二　著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付　一通につき千百円

三　著作権登録原簿等の附属書類の閲覧　一件につき千五十円

第二節　登録手続等

第一款　通則

（登録をする場合）

第十五条　法の規定に基づく登録は，法令に別段の定めがある場合を除き，申請又は嘱託がなければしてはならない。

２　申請による登録に関する規定は，嘱託による登録の手続について準用する。

（登録の申請）

第十六条　登録は，法令に別段の定めがある場合を除き，登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

第十七条　登録は，申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは，登録権利者だけで申請することができる。

第十八条　判決による登録は，登録権利者だけで申請することができる。

第十九条　登録名義人の表示の変更又は更正の登録は，登録名義人だけで申請することができる。

（申請書）

第二十条　登録の申請をしようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　代理人により登録を申請するときは，その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三　著作物の題号（題号がないとき又は不明であるときは，その旨）又は実演，レコード，放送番組若しくは有線放送番組の名称（名称がないとき又は不明であるときは，その旨）

四　登録の目的が著作権，出版権若しくは著作隣接権又はこれらの権利を目的とする質権（以下この章において「著作権等」という。）に関するときは，その権利の表示（これらの権利の一部に関するときは，その部分の表示を含む。）

五　登録の原因及びその発生年月日

六　登録の目的

七　登録の申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送に関する登録がされているときは，その登録の年月日及び登録番号（登録の年月日及び登録番号が不明であるときは，その旨）

（添付資料）
第二十一条　前条の申請書には，次に掲げる資料を添付しなければならない。
一　申請者が登録権利者若しくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるとき，又は登録名義人の表示の変更若しくは更正の登録を申請するときは，戸籍の謄本又は抄本，登記事項証明書，住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面
二　代理人により登録を申請するときは，その権限を証明する書面
三　登録の目的に係る著作権等が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般承継により移転したものであるときは，戸籍の謄本又は抄本，登記事項証明書その他当該事実を証明することができる書面
四　登録の目的が著作権等に関するときは，その登録の原因を証明する書面
五　登録の原因について第三者の許可，認可，同意又は承諾を要するときは，これを証明する資料
六　登録の変更，更正若しくは抹消又は抹消した登録の回復を申請する場合において，登録上の利害関係を有する第三者があるときは，その者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本
２　次の各号に掲げる登録を申請しようとするときは，前条の申請書に，当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし，申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送に関する登録がされている場合において，当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは，この限りでない。
一　法第七十五条第一項，第七十六条第一項，第七十六条の二第一項，第七十七条又は第八十八条第一項の登録　次に掲げる事項（当該事項のうち不明なものについては，その旨。以下この項において同じ。）を記載した書面
イ　著作者の氏名又は名称及び著作者が日本国民以外の者（以下この項において「外国人」という。）であるときはその国籍（その者が法人であるときは，その設立にあたつて準拠した法令を制定した国及び当該法人の主たる事務所が所在する国の国名。第三号ロ，第四号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）
ロ　公表された著作物に関し登録を申請するときは，著作物の最初の公表の際に表示された著作者名（無名で公表された著作物であるときは，その旨）
ハ　著作物が最初に公表された年月日（未公表の著作物であるときは，その旨）
ニ　発行された外国人の著作物に関し登録を申請するときは，著作物が最初に発行された国の国名
ホ　著作物の種類及び内容又は体様
二　実演家の権利に関する法第百四条の登録　次に掲げる事項を記載した書面
イ　実演家の氏名及び実演家がその氏名に代えて通常用いている芸名があるときはその芸名並びに実演家が外国人であるときはその国籍
ロ　実演が行なわれた年月日及びその行なわれた国の国名
ハ　レコードに固定されている実演にあつては，当該レコードの名称（名称がないときは，その旨）及び次号イに掲げる事項並びに実演が国外において行なわれたものである場合には同号ロに掲げる事項
ニ　国外において行われ，かつ，放送又は有線放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され，又は録画されているものを除く。）で法第八条各号のいずれかに該当するレコードに固定されているもの以外のものにあつては，当該放送番組又は有線放送番組の名称（名称がないときは，その旨）並びに第四号イ及びロ又は第五号イ及びロに掲げる事項
ホ　映画の著作物において録音され，又は録画されている実演にあつては，当該映画の著作物の題号（題号がないときは，その旨）及び映画製作者の氏名又は名称
ヘ　実演の種類及び内容
三　レコード製作者の権利に関する法第百四条の登録　次に掲げる事項を記載した書面
イ　レコード製作者の氏名又は名称
ロ　レコード製作者が外国人であるときは，その国籍及びレコードに固定されている音が最初に固定された国の国名
ハ　レコードに固定されている音が最初に固定された年月日
ニ　商業用レコードがすでに販売されているレコードにあつては，最初に販売された商業用レコードの名称（名称がないときは，その旨），体様及び製作者の氏名又は名称
ホ　レコードの内容
四　放送事業者の権利に関する法第百四条の登録　次に掲げる事項を記載した書面
イ　放送事業者の氏名又は名称
ロ　放送事業者が外国人であるときは，その国籍及び放送が行なわれた放送設備のある国の国名
ハ　放送が行なわれた年月日
ニ　放送の種類及び放送番組の内容
五　有線放送事業者の権利に関する法第百四条の登録　次に掲げる事項を記載した書面
イ　有線放送事業者の氏名又は名称

ロ　有線放送事業者が外国人であるときは，その国籍及び有線放送が行われた有線放送設備のある国の国名
ハ　有線放送が行われた年月日
ニ　有線放送の種類及び有線放送番組の内容
3　前項第一号ホに掲げる著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料を添付しなければならない。

（登録の順序）
第二十二条　申請による登録は，受付けの順序に従つて行なう。
2　職権による登録は，登録の原因が発生した順序に従つて行なう。

（却下）
第二十三条　文化庁長官は，次に掲げる場合には，登録の申請を却下する。
一　登録を申請した事項が登録すべきものでないとき。
二　申請書が方式に適合しないとき。
三　登録の申請に係る著作物，実演，レコード，放送又は有線放送に関する登録がされている場合において，次に掲げる事由があるとき。
イ　申請書に記載した登録義務者の表示が著作権登録原簿等と符合しないこと（当該登録義務者が登録名義人の相続人その他の一般承継人である場合を除く。）。
ロ　申請者が登録名義人である場合において，その表示（当該申請が登録名義人の表示の変更又は更正の登録である場合におけるその登録の目的に係る事項の表示を除く。）が著作権登録原簿等と符合しないこと。
ハ　申請書に記載した著作物の題号若しくは実演，レコード，放送番組若しくは有線放送番組の名称，登録の目的に係る権利の表示又は登録番号が著作権登録原簿等と符合しないこと。
四　申請書に必要な資料を添附しないとき。
五　申請書に登録の原因を証明する書面を添附した場合において，これが申請書に記載した事項と符合しないとき。
六　登録免許税を納付しないとき。
2　前項の規定による却下は，理由を附した書面をもつて行なう。

（申請者への通知）
第二十四条　文化庁長官は，登録を完了したときは，申請者に登録の年月日及び登録番号を記載した通知書を送付する。

（行政区画等の変更）
第二十四条の二　行政区画又は土地の名称の変更があつたときは，著作権登録原簿等に記録した行政区画又は土地の名称は，変更されたものとみなす。

（更正）
第二十五条　文化庁長官は，登録を完了した後，その登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは，遅滞なく，その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。
2　文化庁長官は，登録が第二十九条の規定による申請に係るものであるときは，債権者にも前項の通知をする。
3　前二項の通知は，登録権利者，登録義務者又は債権者が二人以上あるときは，その一人に対してすることをもつて足りる。

第二十六条　文化庁長官は，登録を完了した後，その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において，その錯誤又は脱落が文化庁長官の過失に基づくものであるときは，登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き，遅滞なく，その登録を更正し，かつ，その旨を登録権利者及び登録義務者に通知する。
2　前条第二項及び第三項の規定は，前項の場合について準用する。

第二款　実名及び第一発行年月日等の登録

（実名の登録の申請書）
第二十七条　法第七十五条第一項の登録の申請書には，著作者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載し，かつ，戸籍の謄本又は抄本，登記事項証明書，住民票の写しその他実名を証明することができる書面を添付しなければならない。

（第一発行年月日等の登録の申請書）
第二十八条　法第七十六条第一項の登録の申請書には，申請者が著作権者であるか発行者であるかの別を記載し，かつ，第一発行年月日又は第一公表年月日を証明する資料を添附しなければ

ならない。

第三款　著作権等の登録

（債権者の代位）

第二十九条　債権者は，民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条の規定により債務者に代位して著作権等の登録を申請するときは，申請書に次に掲げる事項を記載し，かつ，代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。

一　債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　代位の原因

（権利の消滅に関する事項の記載）

第三十条　登録の原因に登録の目的に係る権利の消滅に関する事項の定めがあるときは，申請書にその事項を記載しなければならない。

（持分等の記載）

第三十一条　登録権利者が二人以上ある場合において，登録の原因に持分の定めがあるときは，申請書にその持分を記載しなければならない。著作権等の一部移転の登録を申請するときも，同様とする。

２　前項の場合において，民法第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の契約があるときは，申請書にこれを記載しなければならない。

（出版権の登録の申請書）

第三十二条　法第八十八条第一項の登録の申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし，当該申請に係る出版権に関する登録がされている場合において，当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは，この限りでない。

一　設定された出版権の範囲

二　設定行為で定められた存続期間（設定行為に定めがないときは，その旨）

三　設定行為に法第八十条第二項及び第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは，その定め

（質権の登録の申請書）

第三十三条　法第七十七条第二号（法第百四条において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項第二号に掲げる事項の登録の申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし，当該申請に係る質権に関する登録がされている場合において，当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは，この限りでない。

一　質権の目的である権利の表示

二　債権金額（一定の債権金額がないときは，債権の価格）

三　登録の原因に存続期間，利息，違約金若しくは賠償の額に関する定めがあるとき，法第六十六条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の定めがあるとき，民法第三百四十六条ただし書の定めがあるとき，又は当該債権に条件を附したときは，その定め又は条件

四　債務者の氏名又は名称及び住所又は居所

２　債権の一部の譲渡又は代位弁済による質権の移転の登録を申請する場合の申請書には，前項各号に掲げる事項のほか，当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額を記載しなければならない。

（登録した権利の順位）

第三十四条　同一の著作権等について登録した権利の順位は，登録の前後による。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第三十四条の二　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）をした場合においては，同法第六十一条において準用する同法第五十八条第三項の規定による保全仮登録に基づく本登録の順位は，保全仮登録の順位による。

（仮処分の登録に後れる登録等の抹消）

第三十四条の三　著作権又は著作隣接権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による仮処分の登録（保全仮登録とともにしたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした後，その仮処分の債権者がその仮処分の債務者を登録義務者として著作権又は著作隣接権について登録を申請する場合においては，その債権者だけでその仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請することができる。

２　前項の規定により登録の抹消を申請するときは，申請書に民事保全法第六十一条において準

用する同法第五十九条第一項の規定による通知をしたことを証明する書面を添付しなければならない。
３　文化庁長官は，第一項の規定により仮処分の登録に後れる登録を抹消したときは，職権でその仮処分の登録を抹消する。

第三十四条の四　前条第一項及び第二項の規定は，出版権又は著作権，出版権若しくは著作隣接権を目的とする質権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による仮処分の登録をした後，その仮処分の債権者がその仮処分の債務者を登録義務者としてその権利の移転又は消滅について登録を申請する場合について準用する。
２　前条第三項の規定は，前項において準用する同条第一項の規定により仮処分の登録に後れる登録を抹消した場合について準用する。

第三十四条の五　出版権について保全仮登録をした後，本登録を申請する場合においては，その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで出版権又は出版権を目的とする質権に関する登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。
２　第三十四条の三第二項の規定は，前項の規定による抹消の申請について準用する。

第三十四条の六　文化庁長官は，保全仮登録をした後，本登録をしたときは，職権でその保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消する。

第四款　信託に関する登録

（信託の登録の申請方法等）
第三十五条　信託の登録の申請は，当該信託に係る著作権等の移転，変更又は設定の登録の申請と同時にしなければならない。
２　信託の登録は，受託者だけで申請することができる。
３　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による著作権等の変更の登録は，受託者だけで申請することができる。

（信託の登録の申請書）
第三十六条　信託の登録の申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　委託者，受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
二　受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは，その定め
三　信託管理人があるときは，その氏名又は名称及び住所又は居所
四　受益者代理人があるときは，その氏名又は名称及び住所又は居所
五　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは，その旨
六　信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは，その旨
七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは，その旨
八　信託の目的
九　信託財産の管理の方法
十　信託の終了の理由
十一　その他の信託の条項
２　前項の申請書に同項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは，同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては，当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。
３　文化庁長官は，第一項各号に掲げる事項を明らかにするため，文部科学省令で定めるところにより，信託目録を作成することができる。

（代位による信託の登録）
第三十七条　受益者又は委託者は，受託者に代位して信託の登録を申請することができる。
２　第二十九条の規定は，前項の規定による申請について準用する。この場合には，申請書に登録の目的に係る著作権等が信託財産であることを証明する書面を添付しなければならない。

（信託の登録の抹消）
第三十八条　信託財産に属する著作権等が移転，変更又は消滅により信託財産に属さないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は，当該著作権等の移転若しくは変更の登録又は当該著作権等の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。
２　信託の登録の抹消は，受託者だけで申請することができる。

（受託者の変更）
第三十九条　受託者の変更があつた場合において，著作権等の移転の登録を申請するときは，申請書にその変更を証明する書面を添付しなければならない。

２　前項の規定は，信託法第八十六条第四項本文の規定による著作権等の変更の登録の申請について準用する。

第四十条　受託者の任務が死亡，破産手続開始の決定，後見開始若しくは保佐開始の審判，法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十二条において同じ。）の解任の命令により終了し，新たに受託者が選任されたときは，前条第一項の登録は，新たに選任された当該受託者だけで申請することができる。
２　受託者が二人以上ある場合において，その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは，前条第二項の登録は，他の受託者だけで申請することができる。

（嘱託による信託の変更の登録）
第四十一条　裁判所書記官は，受託者の解任の裁判があつたとき，信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき，又は信託の変更を命ずる裁判があつたときは，職権で，遅滞なく，信託の変更の登録を文化庁長官に嘱託するものとする。

第四十二条　主務官庁は，受託者を解任したとき，信託管理人若しくは受益者代理人を選任し，若しくは解任したとき，又は信託の変更を命じたときは，遅滞なく，信託の変更の登録を文化庁長官に嘱託するものとする。

（職権による信託の変更の登録）
第四十三条　文化庁長官は，信託財産に属する著作権等について次に掲げる登録をするときは，職権で，信託の変更の登録をしなければならない。
一　信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による著作権等の移転の登録
二　信託法第八十六条第四項本文の規定による著作権等の変更の登録
三　受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての変更の登録又は更正の登録

（信託の変更の登録の申請）
第四十四条　前三条に規定するもののほか，第三十六条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは，受託者は，遅滞なく，信託の変更の登録を申請しなければならない。
２　受益者又は委託者は，受託者に代位して前項の登録を申請することができる。
３　第二十九条の規定は，前項の規定による申請について準用する。

（著作権等の変更の登録等の特則）
第四十五条　信託の併合又は分割により著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該著作権等に係る当該一の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は，信託の併合又は分割による著作権等の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も，同様とする。
２　信託財産に属する著作権等についてする次の表の上欄に掲げる場合における著作権等の変更の登録（第三十五条第三項の登録を除く。）については，同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし，同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。

一　著作権等が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受益者（信託管理人がある場合にあつては，信託管理人。以下この表において同じ。）	受託者
二　著作権等が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合	受託者	受益者
三　著作権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	当該他の信託の受益者及び受託者	当該一の信託の受益者及び受託者

これらのマークは，本文中に掲載しているすべての
著作物につけられたものです。
御利用の際は必ず下記サイトを御確認ください。
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html)